

総量削減義務と排出量取引制度における  
特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

2026（令和8）年4月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

はじめに.....	1
1 本ガイドラインの背景.....	1
2 本ガイドラインの目的と位置付け.....	1
第1部 検証の進め方.....	2
第1章 本制度における検証の概要.....	2
1 本制度における検証の基本的考え方.....	2
2 本制度における検証業務の流れ.....	3
第2章 検証の計画.....	4
1 検証計画に関する書類の作成.....	4
2 検証スケジュールの作成及び提出.....	9
3 「サンプリング計画書」の作成（サンプリング検証を用いる場合）.....	9
第3章 検証の実施.....	11
1 事前説明.....	12
2 検証チェックリストを用いた検証.....	12
3 排出量検証実施報告書を用いた検証.....	16
4 検証機関による質問.....	20
第4章 検証結果のとりまとめと報告.....	21
1 検証結果のとりまとめ.....	21
2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定.....	21
3 検証結果報告書の提出.....	22
第2部 排出量の検証方法と判断規準.....	25
第1章 事業所範囲のとらえ方.....	25
1 考え方.....	25
2 検証の具体的な方法.....	36
3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い.....	40
4 事業所範囲の変更（第2計画期間以降に適用）.....	41
5 検証のポイント.....	43
第2章 排出活動・燃料等使用量監視点等の特定.....	47
1 考え方.....	47
2 検証の具体的な方法.....	54
3 検証のポイント.....	62
第3章 燃料等使用量の把握.....	63
1 考え方.....	63
2 具体的な方法.....	64

## 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

3 検証のポイント .....	79
第4章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定.....	80
1 考え方.....	80
2 具体的な方法 .....	95
3 検証のポイント .....	97
第5章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法 .....	98
1 環境価値を有する再生可能エネルギーの取扱い.....	98
2 環境価値を移転した再生可能エネルギーの取扱い.....	98
3 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び製造した熱の 取扱い.....	99
4 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い.....	100
5 具体的な方法 .....	102
6 検証のポイント .....	103
資料 購買伝票等として認められる伝票類の事例.....	105

告示第8号様式 検証結果報告書

A号様式 検証結果の詳細報告書

B号様式 サンプルング計画書

C-1号様式 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト

C-2号様式 根拠とした図面等資料一覧表

D号様式 排出量検証実施報告書

## はじめに

### 1 本ガイドラインの背景

2008年6月25日に、東京都議会において全会一致で「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度における、「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、排出量の確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した排出量の正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。

### 2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、検証先事業所の特定温室効果ガス排出量が条例、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）及び「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断規準を記載したものである。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、条例に準拠して検証を実施したものとみなされる。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、東京都に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。また、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

加えて、本ガイドラインで示す「書類」、「文書」、「図面」、「資料」、「複写」など書面等により行うこととしているものは、書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行うことができるものとする。

## 第 1 部 検証の進め方

### 第 1 章 本制度における検証の概要

#### 1 本制度における検証の基本的考え方

「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」において、排出量の算定は

- ・ 事業所範囲の特定
- ・ 排出活動・**削減活動**・燃料等使用量監視点の特定
- ・ 燃料等使用量の把握
- ・ 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

といった手順で行うこととしている。

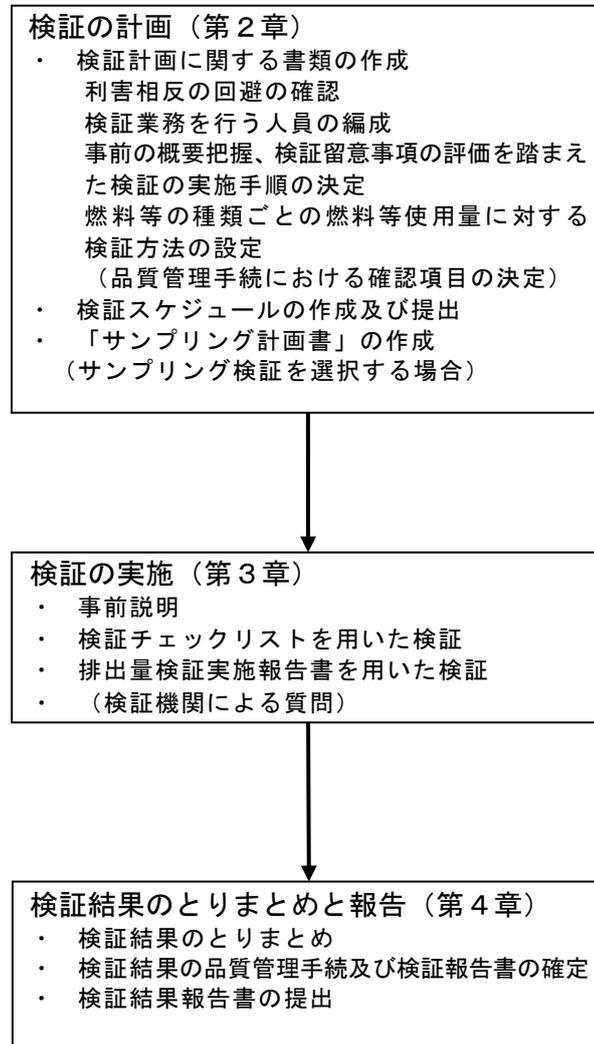
一方、本制度における排出量の検証は、検証先の事業者により上記に沿って行われた排出量の算定が「**特定温室効果ガス**排出量算定ガイドライン」に従っているか、また、その算定や集計の結果が適切であるかについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断規準が示されているほか、検証業務を計画する時及び検証結果を報告するための様式が定められている。検証機関は、検証業務を行うに当たり本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の計画、実施及び報告を行わなければならない。

ただし、定められた様式の情報に補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

## 2 本制度における検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れを次のフロー図に示す。



## 第2章 検証の計画

### 1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順の決定
- ・ 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に特定ガス・基準量に関する品質管理手続の定めがある場合は不要）

#### （1） 利害相反の回避の確認

検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結する前に、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に検証機関として抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照）。

#### （2） 検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、検証機関は、検証先事業所の事業特性等に応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

### (3) 概要把握

検証主任者等は、検証業務の計画に当たり、検証先事業所の事業内容、排出活動・削減活動（非化石燃料を除く）及び燃料等使用量監視点（第2部第2章1（5）に後述）に関する概要把握のための情報（次の表を参照。）を、あらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等については複写の入手でもよい。）。その際、必要に応じて、現地における確認（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含む。以下同じ。）や現場担当者等へヒアリング等を行うこと。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

特に、燃料等使用量監視点や購買伝票等の数量が多い場合は、（5）に述べる燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定にも影響するため、それらの状況について事前に情報収集しておくことが望ましい。

概要把握のための情報（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検証先事業所の概要（パンフレットなど）</li><li>・ 検証先の事業者が作成した特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。）並びに昨年度の算定報告書及び検証結果報告書</li><li>・ 事業所内建物配置図、隣接する敷地内配置図、住宅地図</li><li>・ テナント一覧、テナント占有スペースを記した図面等</li><li>・ 事業所内配電図、事業所内空気調和設備系統図、ガス配管図、消防法の危険物貯蔵・取扱施設の届出（東京都火災予防条例の危険物貯蔵・取扱施設の届出）購買伝票等の種類及び数、燃料等購買データの件数等</li><li>・ 燃料等を使用している設備や燃料等使用量を計測しているメータ等の写真や動画等</li><li>・ 事業所範囲や建物等を示す写真や動画等</li></ul>

### (4) 検証留意事項の抽出と評価

検証主任者等は、概要把握に基づき、あらかじめ検証留意事項について抽出し、その評価を行い、特定すること。また、その結果について、検証計画に反映させなくてはならない。

なお、抽出した検証留意事項は、検証結果の詳細報告書に記録すること。

検証留意事項（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ ある排出活動・燃料等使用量監視点等における燃料等使用量の集計・報告作業を複数の人間・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。</li><li>・ ある排出活動・燃料等使用量監視点等における燃料等使用量の集計・報告作業の担当</li></ul>

- 者が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ 前年度と比較して大幅な設備変更や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
  - ・ ある燃料等使用量について、実測データの記録を自動記録ではなく転記している。
  - ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点等における燃料等使用量について、算定体制図どおりにデータが集計報告されていない。
  - ・ 昨年度の検証で誤りが見つかった。
  - ・ 昨年度の報告値から大きくかい離している。

#### (5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定

検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料、電気、熱（蒸気、冷水、温水）及び再生可能エネルギーを交換して得られる電気及び熱（以下「燃料等」という。）の種類ごとに検証方法を設定する。

検証方法は、原則「ア 全数検証」に示す方法を用いるものとするが、一定の要件を満たす燃料等の種類については、「イ サンプルング検証」に示す方法を用いることができる。

##### ア 全数検証

全数検証は、算定報告書の「燃料等使用量」、「燃料等使用量（電気・熱・都市ガス）」及び「事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量」シート（以下「燃料等使用量」シート等という。）に記載されている全ての燃料等使用量について検証する方法である。すなわち同シートに記載されている燃料等使用量の全ての数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合しなければならない。



## イ サンプルング検証

サンプルング検証は、算定報告書の「燃料等使用量」シート等に記載されている燃料等使用量の中から、検証を行う燃料等使用量をサンプルングして検証する方法である。サンプルングされた燃料等使用量については、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合しなければならない。

サンプルング検証は、燃料等使用量監視点等又は帳票の数が多い場合、具体的には次に定める要件を満足する場合に限り選択できる。

### 【サンプルング検証を選択するための要件】

サンプルング検証を選択するためには、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ・ 検証先事業所においてデータ採取、集計報告等の明確なルールが定められており、担当者等に周知されていること。
- ・ 同一の燃料等の種類で燃料等使用量監視点が10箇所以上あること又は同一の燃料等使用量監視点で検証に用いる燃料等購買データを年間で200件以上有すること。なお、ここでいう「同一の燃料等の種類」とは、電気、都市ガス、熱の場合、エネルギー供給事業者等と排出係数が共通であり、供給契約も同一であることが確認できるものに限る。
- ・ エネルギーの外部への供給や住宅等算定対象外活動に関する燃料等使用量監視点等でないこと。
- ・ 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用に関する燃料等使用量監視点等でないこと。

また、検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要である。

サンプルング検証で燃料等使用量を購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データ等と突合した結果については、第3章3(3)イで後述する手順に従って行う。

### (6) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第4章2のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかななければならない。ただし、検証業務規程に特定ガス・基準量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

## 2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

## 3 「サンプリング計画書」の作成（サンプリング検証を用いる場合）

サンプリング検証を選択するためには、その燃料等の種類が1（5）イに示した【サンプリング検証を選択するための要件】を全て満たさなければならない。

また、サンプリングに当たっては、次の【サンプリングの方法】に示した要件を満たすよう、算定報告書の「燃料等使用量」シートに示される各行（以下「算定データ記入ライン」という。）から検証対象とする算定データ記入ラインを選択し、さらに、選択した算定データ記入ラインから検証対象とする月（以下「検証対象月」という。）を選択しなければならない。

### 【サンプリングの方法】

#### <算定データ記入ラインの選択>

- ・ サンプリング検証に該当する燃料について、サンプリングする算定データ記入ラインを選択する際には、次の条件を全て満たさなければならない。
- ・ 前回検証時から変化のあった算定データ記入ライン（新規の監視点が含まれるもの、計器の種類の変更等）を全て選択すること。
- ・ 燃料等使用量監視点箇所数の20%以上をカバーすること。その際、検証留意事項に関する燃料等使用量監視点を優先的に選択すること。

#### <検証対象月の選択>

- ・ サンプリング検証に該当する燃料等の種類について、サンプリングする検証対象月を選択する際には、次の条件を満たさなければならない。
- ・ 選択した検証対象月の燃料等使用量の合計値が当該燃料等の種類の燃料等使用量の20%以上をカバーしていること（事業者が算定した値を用いて計算する。）。

サンプリング検証を選択する場合には、対象となる燃料について、上述した要件を満たすよう、次に示す「サンプリング計画書」（B号様式）を作成する。

なお、全ての燃料等の種類で全数検証を用いる場合には、「サンプリング計画書」を作成する必要はない。



### 第3章 検証の実施

第1章1でも述べたように、本制度における排出量の検証は、

- ① 検証先の事業者により行われた排出量の算定が、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従っているか。
- ② 算定や集計の結果が適切であるか。

について、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、①の検証については「特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト」（C-1号様式）（以下「検証チェックリスト」という。）及び「根拠とした図面等資料一覧表」（C-2号様式）が、②の検証については「排出量検証実施報告書」（D号様式）が様式として定められており、検証機関はこれらの様式を用いて検証を行わなければならない。

なお、検証の実施に当たっては、検証先事業所で現地における確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行うこと。また、エネルギー管理の連動性、近隣の建物等の敷地範囲や燃料監視点などについて、検証対象がないことを図面等根拠資料を用いて確認すること。ただし、書類等の確認のみで全ての検証事項について適合していることが明らかであると登録検証機関が合理的に説明できる場合については、現地における確認を省略することができる。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあつては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあつては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

各様式を利用した具体的手順を次に示す。

#### <参考> ～検証対象がないことの確認方法～

- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できるもの  
検証対象が具体的資料に記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できないもの  
検証対象がある場合に想定される事象（例えば当該燃料種がある場合には、当該燃料を供給するための設備がある等）が可能な限り信憑性の高い資料を確認した結果、記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- 算定報告書への記載の有無によって検証チェックの必要性が判断できる場合  
算定報告書への記載がない場合、検証結果は「該当なし」とする。

## 1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

## 2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っているかの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿うことが想定される。なお、指定に係る確認書に対する検証の際は「指定確認時」、年度排出量の検証の際は「年度検証」を選択する。下表に定める「検証チェック項目」の検証を実施すること。

	検証を実施する検証チェック項目番号
指定確認時	<u>1 から 48 まで (3, 5, 7, 9, 12, 16, 25, 42 を除く。)</u>
年度検証	<u>1 から 48 まで (2, 4, 6, 8, 10, 11, 15 を除く。)</u>

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

### (1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、本ガイドライン第2部各章末の「検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、検証主任者等は「検証チェックリスト」(C-1号様式)の「根拠とした資料」欄には、「根拠とした図面等資料一覧表」(C-2号様式)の「資料No.」を記載する(C-2号様式の記入要領は表1-1のとおりである。)。事実に該当しないため根拠資料が存在しない場合は「根拠とした資料」を「無」としてよい。

原則として、検証の対象年度における最新の書類等を用いて検証を行わなければならない(書類等の確認を行わずに、現地の目視、写真や動画等を用いた確認、担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。例外として、利害関係のない第三者が作成した最新の資料により、確認が可能な場合は認める。)

確認手段等は現地目視又はヒアリングを実施した場合に該当欄へチェックする。

表 1 C-2号様式「根拠とした図面等資料一覧表」記入要領

項目	記入要領	記入例
資料No.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行につき、1資料を記入する。</li> <li>・同一資料No.の資料が複数ある場合は、直後に行を追加し、枝番を割り付ける。</li> <li>・使用しなかった根拠とした図面等資料の項目は、資料No.ごと非表示とすることができる。</li> <li>・資料No.は変更してはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料No.7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の記載例 「資料No.7 1 (〇〇ビル竣工図書 A-1 周辺配置図)」 「資料No.7 2 (同上 B-1 1階平面図)」 以下、資料No.7 の後ろに番号を追加する。</li> <li>・資料No.10 国有財産台帳を使用しなかった場合 資料No.10 を行ごと非表示</li> </ul>
根拠に用いた資料・資料名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当資料のみ記載する。使用しない項目は非表示とすることができる。</li> <li>・資料名等の情報を記入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料No.7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の資料名の記載例 「〇〇ビル完成図書 (A-1) 周辺配置図」 (図番は記入しなくてもよい。)</li> </ul>
資料発行元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受け付けた公的機関名 (受付印に記載されている公的機関名、部署名) を記入</li> <li>・上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行者・製作者名を記入</li> <li>・文書の一部 (図面等) を使用する場合は、文書の発行者・製作者名が不明の場合は、図面等に記載されている製作事業者・部署名を記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の発行者・製作者名が確認できる場合の記載例 「完成図書製作責任者である元請 (〇〇建設(株)等)」</li> <li>・文書の発行者・製作者名が不明の場合 (図面のみが根拠資料とされている場合) の記載例 「図面製作事業者名 (△△設計事務所等)」</li> </ul>
資料発行年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受領日又は通知日を記入</li> <li>・上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行年月日を記入</li> <li>・文書の一部 (図面等) を使用する場合は、文書の発行年月日が不明の場合は、図面等に記載されている製作年月日を記入</li> <li>・更新されている図面等を使用する場合は、最終更新日を記入</li> <li>・日付まで確認できない場合はわかる範囲で月もしくは年まで記入 (ただし、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の発行が「2025年3月」で、文書内の図面の製作年月日が「2024年12月10日」の場合の記載例 「2025年3月」</li> <li>・改修工事等による更新があり、更新図面の最終更新日が「2026年2月」と記載されている場合の記載例 「2026年2月」</li> <li>・「2025年3月」発行の完成図書の図面の範囲において、改修工事があるものの変更日不明の場合の記載例 「2025年3月以降更新有」</li> </ul>

項目	記入要領	記入例
	更新等があった事実を明記すること。) ・ 不明の場合は不明と記入	
資料確認 年月日	・ 検証主任者が事業所から提供を受け、 検証を実施した日付を記入 ・ 閲覧のみ許可された場合は、閲覧日を 記入	・ 受領日不明の場合の記載例 「受領日不明（現地検証日 2025 年 10 月 3 日）」 ・ 閲覧した場合の記載例 「閲覧（2025 年 10 月 3 日）」
備考	・ 検証機関が自由に記入して構わない。 （使用した検証チェックリストの項目 No.等）	・ 特に制限はない。

## （２） 検証結果の判断

（１）で選択した根拠資料、確認手段等に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、「第２部 排出量の検証方法と判断規準」及び次の表の基準に従って判断し、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	算定報告書に記載された情報が、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず算定報告書に記載がない、又は記載された情報が、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、算定報告書に記載された情報が「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態等が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

### (3) 「不備あり」「不明」の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の詳細について「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」に記録する（検証先の事業者の対応により最終的に「適合」となった場合には提出する「検証結果の詳細報告書」からは削除する。）。また、これらの検証結果に伴い、検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

### (4) 検証結果の判断理由

検証結果の判断に至った理由を「検証結果の判断理由」欄又は「備考」欄に記録すること。記録内容は、検証チェック項目で指示されている事項の他に、検証チェック項目の検証において判断するために注目した観察事項の概要と検証判断の基となる事実を記入すること。

また、記録内容については、東京都が別に通知する場合がある。

### (5) 再検証の実施

(3) の事業者による対応の結果については、確認のうえ、新たな検証チェックリストへ記入する（新たな検証チェックリストへの記入は、再検証を行った「検証チェック項目」だけでよい。再検証を行わない「検証チェック項目」は、新たな検証チェックリストに記載しなくてよい。）。また、検証で使用した検証チェックリストはバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの検証チェックリストを検証結果報告書に添付する。

## 3 排出量検証実施報告書を用いた検証

結果が適切であるかの検証は、「排出量検証実施報告書」を用いて、次の手順で実施しなければならない。

### (1) 算定報告書記載事項の転記

検証主任者等は、「排出量検証実施報告書」の「算定報告書の記載」欄に、算定報告書における「燃料等使用量」シート等<sup>2</sup>の記載内容を転記する。ただし、サンプリング検証を実施する燃料等の種類については、サンプリング検証に必要な部分だけでよい。

なお、算定報告書の使用量記載欄が空欄となっている場合には、検証先の事業者へ算定報告書が空欄となっている理由を確認すること。購買の実績がないことが理由の場合には、検証先の事業者に対し、算定報告書の使用量記載欄に「0<sup>ゼロ</sup>」を記入するよう修正を求めること。

ただし、算定報告書の使用量記載欄が空欄となっている場合において、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したことが理由である場合には、算定報告書への修正を求めなくてよい。

## (2) 燃料等使用量の把握方法の検証

### ア 全数検証の場合

検証主任者等は、(1)で転記した「燃料等の種類」、「供給会社等」、「排出係数」、「再エネ率」、「把握方法」、「検定等の有無」、「都市ガスメーター種」及び「単位」等が実態に則しているかについて検証し、「根拠資料」欄に検証に用いた資料、資料の発行者、確認手段等を記入する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことの判断に用いた資料名を記載し、判断した理由を記載すること。

また、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合には、「根拠資料」欄に燃料等使用量監視点が消失したと判断した理由を記入すること。

再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱について、当該利用量を事業所で計測していない場合は、「事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量」シートへの記載は不要とする。

確認手段等及び判断とした理由の記入に当たっては、検証チェックリストの該当するチェック項目における「検証結果」に記載してもよい。

検証の結果、正しい場合には「適合」、正しくない情報が含まれる場合には「不備あり」、根拠資料が不十分である場合には「不明」と判断する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことについて検証し、判断すること。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「○」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「/」を記入する。

### イ サンプルング検証の場合

検証主任者等は、第2章3で選択した算定データ記入ラインを対象として、燃料等使用量の把握方法の検証を実施する。検証の実施方法は、全数検証の場合と同様である。

## (3) 燃料等使用量に係る関連データとの突合

### ア 全数検証の場合

検証主任者等は、(1)で転記した各々の燃料等使用量の数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合し、燃料等使用量の数値と一致する場合には「適合」、一致しない場合には「不備あ

り」、関連データが不足・欠損している場合には「不明」と判断する。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「○」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「／」を記入する。

「乗率」欄の乗率について、その値がガイドラインの基準に照らし、一致する場合等の判断及び判断結果の記入は、燃料等使用量の数値の方法と同じに実施する。

購買実績がなかったことにより、購買伝票等がないと判断した場合には、「検証」欄へ「0」を記入すること。

なお、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したと判断した場合には、該当する月の「検証」欄には「—」を記入すること。

また、開栓前又は新設前に該当する月は、「検証」及び「判断結果」欄を空欄としてよい。

## イ サンプルング検証の場合

検証主任者等は、第2章3で選択した算定データ記入ライン及び検証対象月を対象として、燃料等使用量に係る関連データとの突合を実施する。突合の実施方法は、全数検証の場合と同様である。

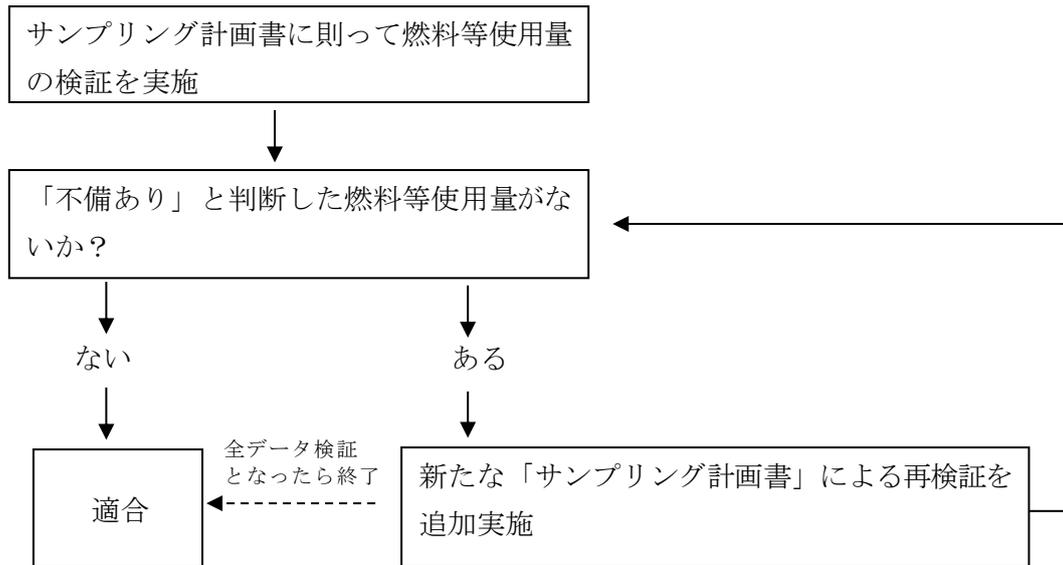
検証主任者等は、算定報告書の誤りを発見して「不備あり」と判断した燃料等使用量がない場合に限り、算定報告書に記載されている排出量が算定ガイドラインに基づき算定されていると判断する（適合と判断する。）。

一方、「不備あり」と判断した燃料等使用量がある場合には、当該燃料等の種類について、新たな「サンプルング計画書」による再検証を実施することとする（「不備あり」と判断した燃料等使用量が無くなるまでサンプルング検証が繰り返される。）。

再検証の場合の「サンプルング計画書」における「算定データ記入ライン」の選択に当たっては、第2章3に示す方法よりも、「不備あり」とされた燃料等使用量監視点を優先すること。また、「検証対象月」の選択に当たっては、突合実績のないサンプルを選択すること。

検証で使用した「サンプルング計画書」及び「排出量検証実施報告書」は、バージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「サンプルング計画書」及び「排出量検証実施報告書」を検証結果報告書に添付する。

なお、検証主任者等は、「不備あり」との判断の程度に応じ、算定のやり直しを検証先の事業者に求めることができる。



#### (4) 「不備あり」となった事項の修正

検証主任者等は、(2) 及び(3) で発見した誤りについて、検証先の事業者に対し、算定報告書を修正するよう求める。ただし、修正箇所は、検証で発見した箇所限定するものとし、他の箇所の修正は行わない。

#### (5) 再検証の実施

燃料等使用量監視点番号の変更、「燃料等の種類」、「供給事業者等」、「排出係数」、「再エネ率」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメーター種」及び「単位」等の修正結果については、確認のうえ、新たな「排出量検証実施報告書」へ記入する。また、燃料等使用量の数値について、修正がない場合は、燃料等使用量に係る「算定」、「検証」及び「判断結果」を記入しなくてもよい。

燃料等使用量記載欄の修正結果については、確認のうえ、新たな「排出量検証実施報告書」へ記入する（新たな「排出量検証実施報告書」へ、再検証を行った燃料等使用量に関し、「算定」及び「検証」を1年度分記入すること。ただし、「判断結果」は、再検証した箇所のみ記入でよい。）。また、「燃料等の種類」、「供給事業者等」、「排出係数」、「再エネ率」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメーター種」及び「単位」等に修正がない場合は、修正がない箇所に記入しなくてもよい。

検証で使用した「排出量検証実施報告書」はバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「排出量検証実施報告書」を検証結果報告書に添付する。

(6) 「不備あり」「不明」のまま残った場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」のまま残った燃料等使用量については、検証主任者等はその理由を「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」に記述する。

4 検証機関による質問

検証を進めていくうえで、検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

## 第4章 検証結果のとりまとめと報告

### 1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次の全てを満たさなければ、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に○を記入してはならない。なお、検証結果を判定するにあたり、「検証チェックリスト」、「排出量検証実施報告書」（サンプリング検証を実施した場合は「サンプリング計画書」を含む。）の全てのバージョンを網羅的に確認すること。

- ・ 「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量の把握方法について、「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量に係る関連データとの突合について、「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「東京都と要協議」欄に「○」を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」において、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

### 2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者、又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであること（「検証結果報告書」、「検証チェックリスト」、「排出量検証実施報告書」の記述方法が本ガイドラインに従っていることを含む。）（テクニカルレビュー）。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

### 3 検証結果報告書の提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を検証先の事業者に提出する。また、提出の日までに必要事項を帳簿に記載し、各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

- ① 検証結果報告書
- ② 検証結果の詳細報告書（A号様式）
- ③ サンプルング計画書（B号様式）（検証終了時の全てのバージョン）
- ④ 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト（C-1号様式）（検証終了時の全てのバージョン）
- ⑤ 根拠とした図面等資料一覧表（C-2号様式）
- ⑥ 排出量検証実施報告書（D号様式）（検証終了時の全てのバージョン）

また、検証機関は検証業務の実績を電子データに記録し、原則として当該年度の12月末までに一括して東京都へ提出する。対象は、検証結果報告書及び検証結果の詳細報告書（A号様式）とする。ただし、検証先の事業者が電気の排出量算定にメニュー別排出係数を使用している場合は、当該検証業務が終了した後に、東京都へ検証結果報告書及び検証結果の詳細報告書（A号様式）を提出するものとする。

なお、検証結果報告書の提出後、東京都が検証先の事業者及び検証機関に対して、算定報告書及び検証結果報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。登録検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。

次に検証全体のフロー図を示す。

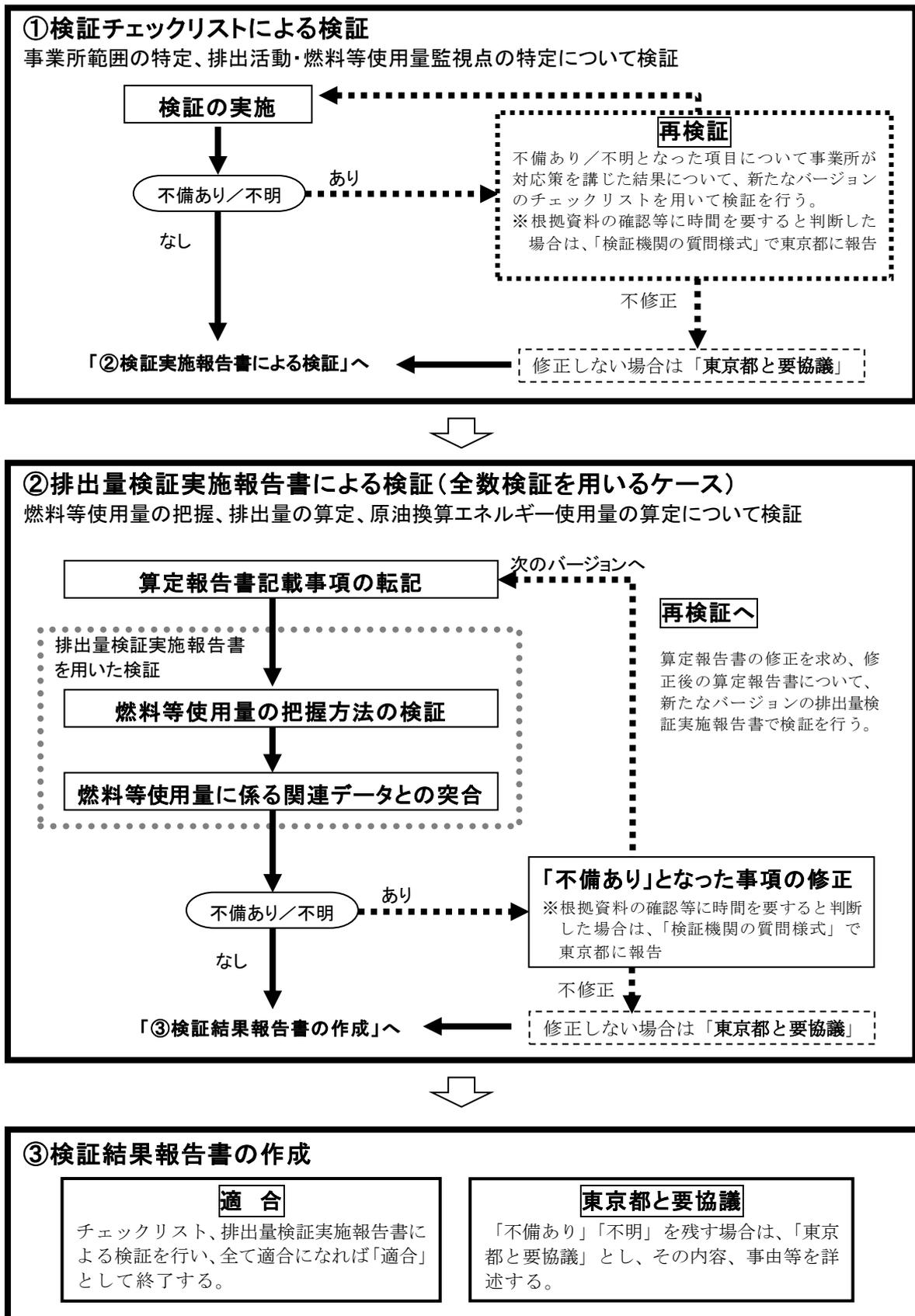
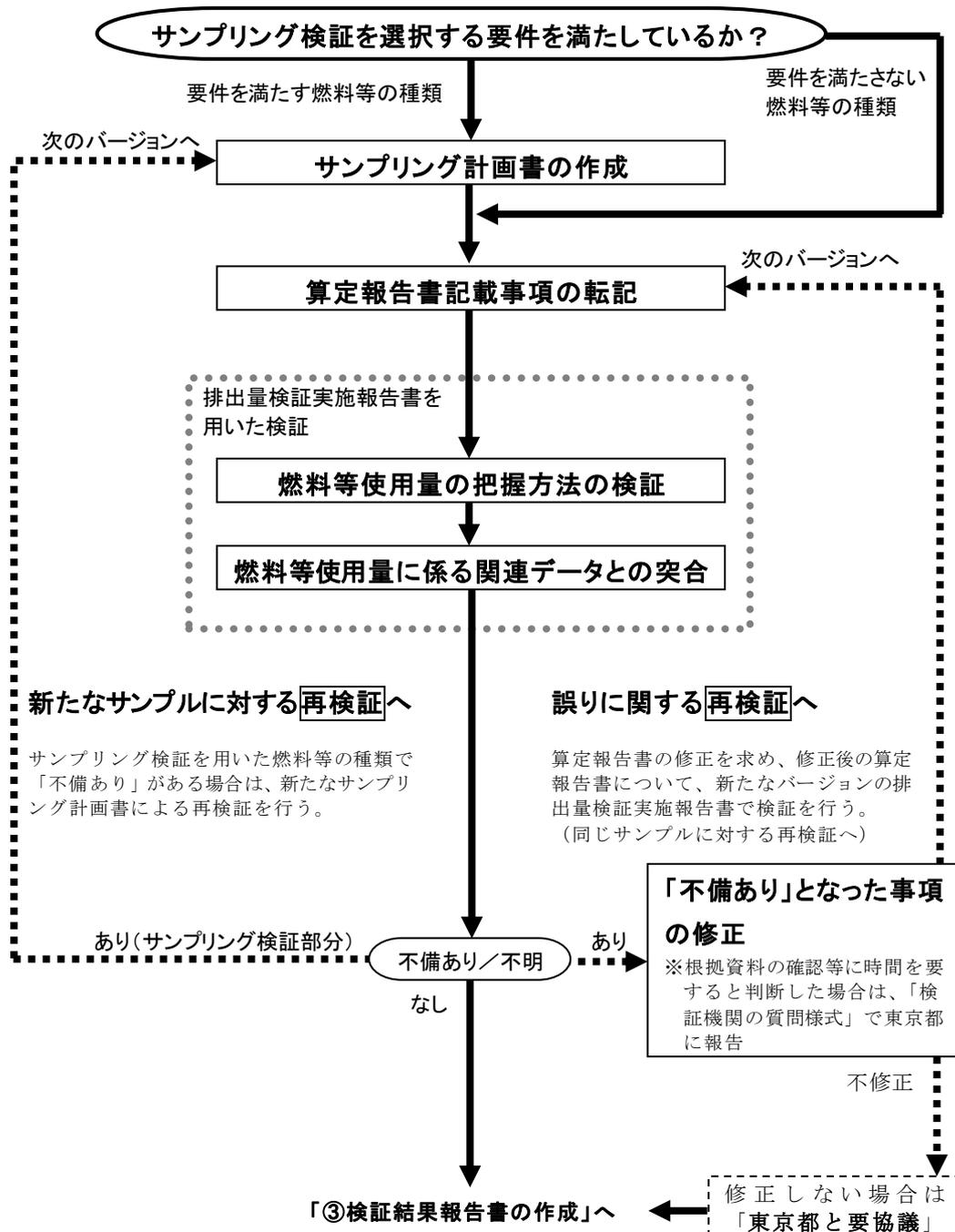


図 1-5 検証全体のフロー図

<参考>～サンプリング検証を用いる場合の排出量検証実施報告書による検証～

**②排出量検証実施報告書による検証(サンプリング検証を用いるケース)**  
 燃料等使用量の把握、排出量の算定、原油換算エネルギー使用量の算定について検証



## 第2部 排出量の検証方法と判断規準

検証機関は、検証先事業所における排出量の検証業務を第1部に示した手順に従って進めなければならない。その際、検証機関は、検証先事業所が特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従って算定しているかについて、同ガイドライン及び本ガイドライン第2部に従って判断しなければならない。

### 第1章 事業所範囲のとりえ方

#### 1 考え方

##### (1) 事業所の定義

事業所とは「建物又は施設（以下「建物等」という。）」を指す。

また、条例では「エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の規則で定める所有者がその近隣に建物等を所有する場合であって規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす」とされている。つまり、「一棟の建物等全体」、「エネルギー管理の連動性のある建物等」及び「近隣の建物等」については同一の事業所とみなす。なお、住宅用途の建物（複合用途建物においては住宅用途の部分）は事業所の範囲から除外し、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所はそれぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する。

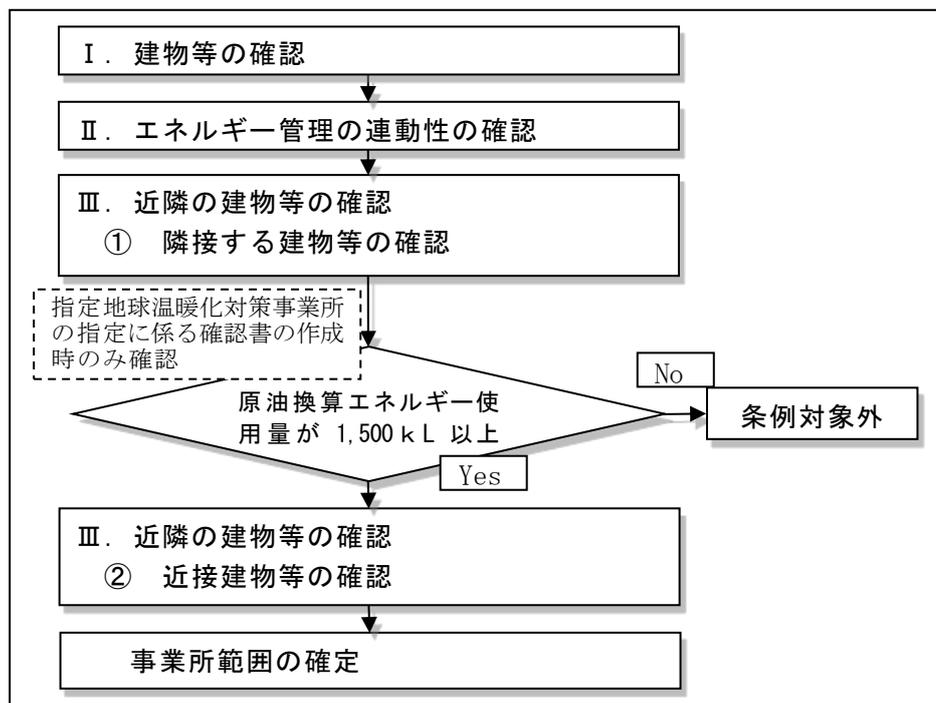


図 2-1 事業所範囲確定のフロー

## (2) 建物等の定義

本制度の対象となる「建物」又は「施設」は、それぞれ次のものを示す。

- 建物：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建築物
- 施設：エネルギーを消費して、所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）

一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・ 区分所有建物以外の建物  
主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- ・ 区分所有建物  
区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

施設とは、例えば次に挙げるようなものを示す。原則として、建物又は施設の所有者を本条例において算定を実施する事業者とする。

施設の例
上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車場、工場敷地内の工作物（群）

## (3) 一つの建物等における事業所の範囲

### ア 区分所有者とテナント

本制度では原則として、一つの建物等全体を一つの事業所ととらえる。したがって一つの建物等を複数の事業者が所有している場合についても、同様に建物等全体を一事業所とする。例えば、図 2-2 に示すように、テナントが入居するビル、区分所有者が複数存在するビル等についても、一つの建物等全体を同一事業所とする。

したがって、建物等内のテナント、区分所有者が使用する部分を対象事業所から除外することはできない。

### イ 住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の除外

一方、一つの建物等のうち、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する（除外対象となるのは、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所のみであり、建物の自己熱源（ボイラー等）や自家発電施設は除外されない。）。

また、住宅用途で利用されている部分は事業所の範囲から除外する。

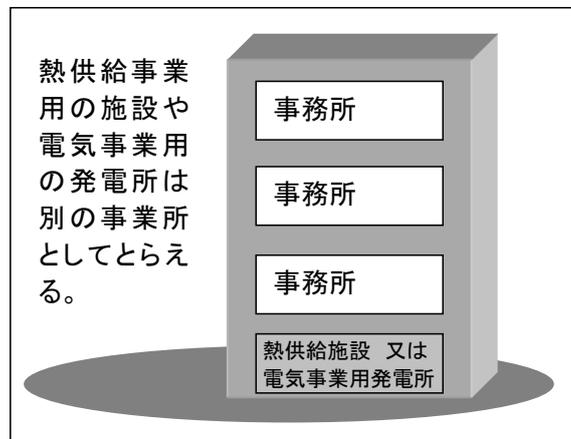
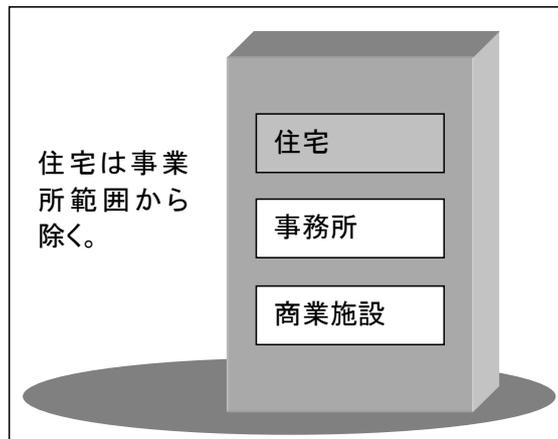
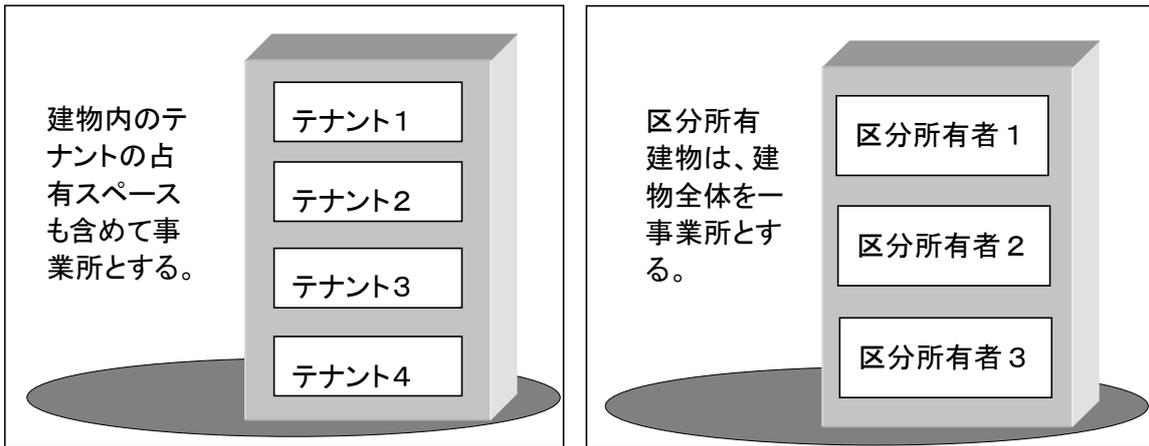


図 2-2 一つの建物等における事業所の範囲

#### (4) エネルギー管理の連動性のある建物等の扱い

「エネルギー管理の連動性」がある複数の建物等は、一つの事業所とする。

「エネルギー管理の連動性」とは、電気、熱、燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。

具体的には、ある建物等内の受電点（高圧受電施設など）で電気を受け、さらに他の建物等に電力を供給している場合、地域熱供給の受入施設から複数の建物等に蒸気等を搬送している場合、ある建物に付属する燃料タンクから、配管等で接続して、他の建物等への燃料供給を行っている場合などが該当する。

ただし、規則第3条の7第1項第1号ただし書の知事が別に定める場合として、エネルギーを供給している他の建物等へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合は、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる。この判断ができるのは、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書又は新たに他の建物等に燃料等を供給することとなった年度の翌年度に提出する地球温暖化対策計画書の提出時に限られる。また、これらの判断の対象年度の途中で他の建物等へのエネルギー供給を開始している場合には、その翌年度の年間の供給量も原油換算で15kL未満であることを確認する必要がある。15kL未満であることの確認は、原則として購買伝票等又は特定計量器等による計量により把握したエネルギー供給量に基づき実施する。

なお、供給された都市ガスをボイラーやコージェネレーションシステムで燃焼させて発生した電気や蒸気を事業所外へ供給するなど、一度供給されたエネルギーを変換して送る場合は、エネルギー管理の連動性があるとはみなさない。

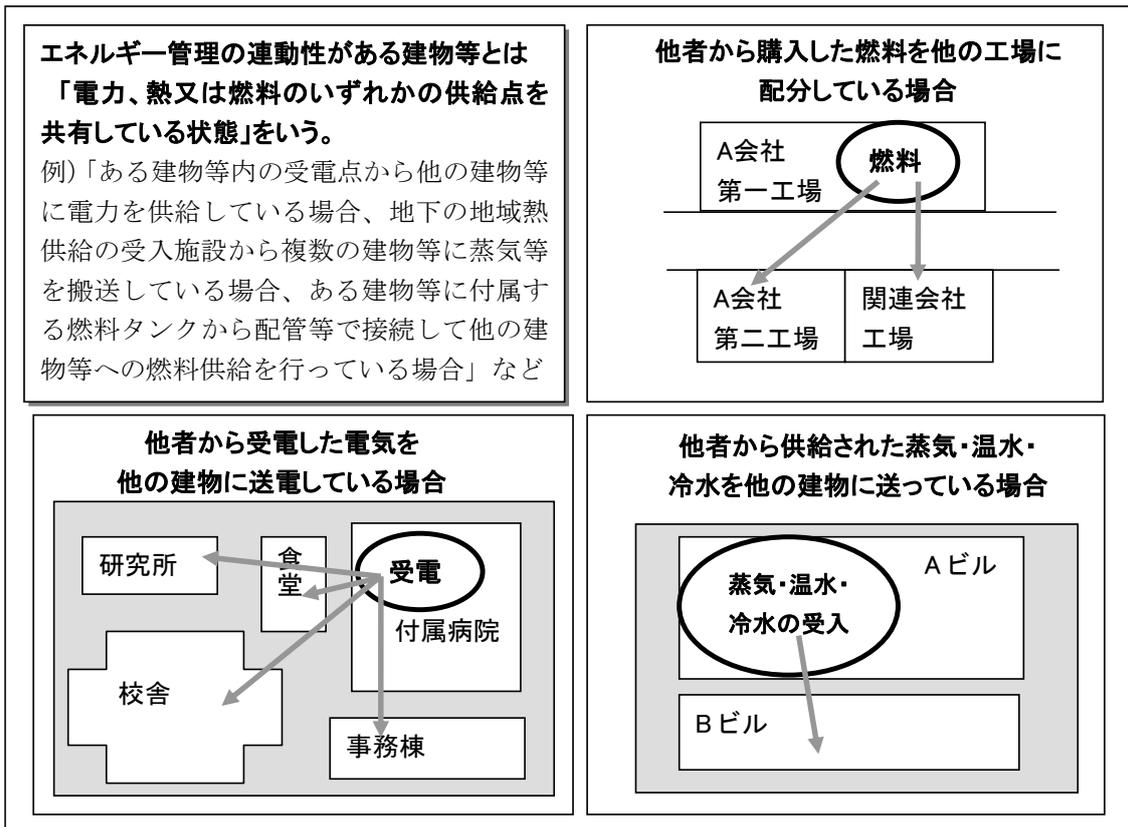


図 2-3 エネルギー管理の連動性のある建物等の取扱い

(5) 近隣の建物等の扱い

建物等において、共通の所有者が存在する「隣接（定義はアに後述）」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。ただし、ア(イ)の条件を満たす場合に限定される。

また、上記の隣接する建物等を併せた場合又は単独の建物等で、一年間当たりの原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上のときは、さらに「道路・水路を挟んで近接（定義はイに後述）」している建物等を把握する必要がある。

「道路・水路を挟んで近接」する建物等の把握についても「隣接」の判断と同様に、建物等において、共通の所有者が存在する「道路・水路を挟んで近接」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等を一つの事業所とみなす。ただし、イ(イ)の条件を満たす場合に限定される。

ア 隣接する建物等

(7) 「隣接」の条件

「隣接」とは、次の2つのいずれかの条件を満たすものとする。

- 同一敷地内に存在すること。
- 隣接する敷地内に存在すること。

その際、上記の「敷地」は、次に指定する届出で提出された配置図に基づいて確認する。なお、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）又は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）における届出がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告において提出された配置図の敷地の範囲よりも優先させる。

- 建築基準法における確認申請、計画通知又は定期報告において提出された敷地の範囲（定期報告は建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。）
- 工場立地法における工場の立地・変更に当たっての届出において提出された敷地の範囲
- 水道法における水道事業経営の認可の申請において提出された水道施設における敷地の範囲
- 下水道法で終末処理場又はポンプ場の事業計画の認可申請時に添付される図面における敷地の範囲
- 廃棄物処理法における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可において提出された敷地の範囲

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

ここで、「主たる使用者」とは、建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど、他人が使用していることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする（一時的にテナントが退去して空室となった場合などは、使用者は存在しないものとする。）。

なお、所有者については固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている区市町村内の不動産の一覧表）、建物の主たる使用者については所有者自身作成のテナントリスト等を、検証に利用する資料として準備することが望ま

しい。賃貸借契約等を行っていない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。

**b 建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が隣接する場合**

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。ただし、「建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者（以下「施設の使用者」という。）が異なる」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。ここで、「施設の使用者」とは、自ら使用する場合の施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者等が想定される。なお、次の例に挙げるような者は「施設の使用者」に該当しない。

- ①上下水道施設、廃棄物処理施設の管理業務受託者
- ②公の施設の指定管理者

**c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合**

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合は、一つの事業所としない。

**d 施設と施設が隣接する場合**

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

**イ 道路・水路を挟んで近接している建物等**

**(7) 「道路・水路を挟んで近接」の条件**

「道路・水路を挟んで近接」とは、それぞれの建物等の敷地が図 2-4 に示す関係にある状態をいう。図 2-5 の状態は「道路・水路を挟んで近接」に当たらない。ただし、水路を挟む場合、大きな河川を挟んでいるなど、事業所間の行き来が容易ではなく、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合は、「道路・水路を挟んで近接」としては取り扱わない。

なお、敷地の範囲は、アの隣接と同様、ア(ア)に示した「指定する届出で提出された配置図」に基づいて確認することが望ましい。

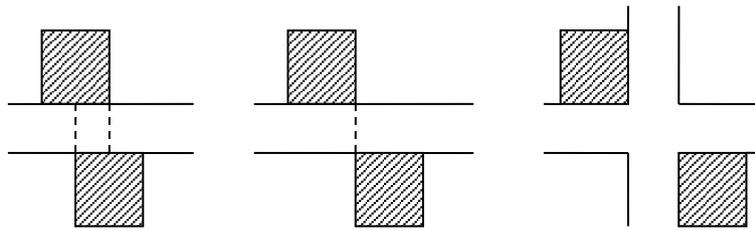


図 2-4 道路・水路を挟んで近接に該当する例

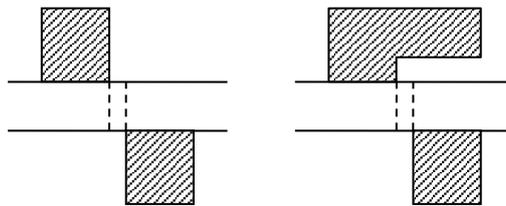


図 2-5 道路・水路を挟んで近接に該当しない例

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

ア(イ)に示した条件と同様である。

**近隣の建物等とは**  
 次の2つのいずれかの条件を満たすものとする。  
 ①共通の所有者が存在する隣接する建物等  
 ②共通の所有者が存在する道路・水路を挟んで近接する建物等  
 ※①を併せて原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の場合は条例対象事業所とならない。  
 ※①②ともに「建物」同士の場合は主たる使用者が同一の場合に限る。  
 ※①②ともに建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合は、一つの事業所としない。

<p>①同一敷地内又は隣接する敷地内の共通の所有者が存在する建物等（住宅は除く。）は同一事業所（建物同士の場合は主たる使用者が同一の場合のみ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>敷地A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">商業施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 0 auto;">オフィス棟 A</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>敷地B</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">住宅棟</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">住宅棟</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">オフィス棟 B</div> </div> </div>	<p>②道路・水路を挟んで近接している敷地内の共通の所有者が存在する建物等は、同一事業所（建物同士の場合は主たる使用者が同一の場合のみ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center;">敷地A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center; margin: 5px;">A社所有 A社利用ビル</div> <div style="margin: 10px 0;">公道</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>敷地C</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;">A社所有・B社利用ビル</div> <p style="font-size: small;">事業所の範囲外</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>敷地B</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;">A社所有・A社利用ビル</div> </div> </div> </div>
---	--

図 2-6 近隣の建物等の取扱い

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要①～

- 建築基準法における建築物の建築等に関する確認申請、計画通知又は定期報告  
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条において、敷地の定義は、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう」とされている。

具体的な敷地の範囲は、個々の建築物に関して提出された確認申請（建築基準法第6条）、計画通知（建築基準法第18条）又は定期報告（建築基準法第12条）に添付される「配置図」に記されている。

建築基準法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別はこの「配置図」に基づいて行う。ただし、定期報告は、建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。

なお、届出の提出要件は次のとおりである。

- 確認申請及び計画通知の対象：次の条件により、新築及び増築時等に申請  
主な特殊建築物  
用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの  
木造の建築物  
3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの  
木造以外の建築物  
2以上の階数を有する建物又は延べ面積が200㎡を超えるもの
- 定期報告の対象（都内）：不特定多数の人が利用する特殊建築物等（国等が所有又は管理する建築物を除く。）について、敷地、一般構造、構造強度及び防火・避難関係を用途・規模によって毎年又は3年毎に報告

- 工場立地法における届出

工場立地法第6条第1項に規定されている届出に「工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置」、「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」等に事業所の範囲を記す図面の添付が義務付けられている。

工場立地法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記二つのいずれかの図面に基づいて行う。

なお、工場立地法の届出の提出要件は次のとおりである。

- 事業所新設時（敷地面積9,000㎡又は建物建設面積3,000㎡以上の事業所のみ）
- 建屋の新設、建屋の売却等の変更時（変更後に敷地面積9,000㎡又は建物建設面積3,000㎡以上の事業所となる場合のみ）

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要②～

- 水道法における水道事業経営の許可

水道法第7条に基づく、水道事業経営の認可の申請をするためには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

水道法における水道事業経営の許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

- 下水道法における事業計画

下水道法第5条に基づく、第4条第1項の事業計画においては、「1 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域」、「2 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置」及び「3 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力」を提出しなければならない。

下水道法における事業計画に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要③～

● 廃棄物処理法における許可申請

(一般廃棄物処理業)

他人から委託を受けて一般廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第7条に基づき、区市町村長の許可を受けなければならない。次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業場の設置の場所
- 取り扱う一般廃棄物の種類

(産業廃棄物処理業)

他人から委託を受けて産業廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第14条に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業場の設置の場所
- 事業の範囲、事業の用に供する全ての施設

廃棄物処理法における許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

## 2 検証の具体的な方法

次に示す手順で検証先事業所の範囲を確認する。

### (1) 建物等の確認

検証先事業所の所有者が対象となる建物及び施設を1(2)に記した定義により正しく把握しているか確認する。その際、建物等の範囲が不明確である場合には、これを明らかにするために、例えば次の資料により確認する。

- ・ 建築基準法の確認申請
- ・ 建築基準法の計画通知
- ・ 建築基準法の確認済証
- ・ 建築基準法の検査済証
- ・ 国有財産台帳
- ・ 工場立地法の事業所新設時届出書類
- ・ 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類
- ・ 水道事業経営の認可の申請
- ・ 下水道事業計画許可申請
- ・ 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請
- ・ 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請

### (2) エネルギー管理の連動性の確認

エネルギー管理の連動性がある状態とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態をいう。具体的には次の手順で検証を行う。

- ① 電気、ガス、地域熱供給の蒸気等が外部へ供給されているか否かを建物等の配電図、都市ガス事業者が作成した配管図、空気調和設備系統図等の根拠資料によって確かめること。また、現地における確認や現場担当者等へのヒアリング等によって確かめる。
- ② 危険物施設、燃料貯蔵所等について、配管等の接続による建物等の外への燃料供給があるかを確認する。その方法としては、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく危険物施設の届出（東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出を含む）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく燃料貯蔵所の届出等の根拠資料によって確かめること。また、現地における確認、現場担当者等へのヒアリング等によって確かめる。
- ③ 上記を検証した結果、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずにそのまま

建物等の外へ供給している場合、その供給先の建物等について①及び②について同様の作業を行う。

④把握された建物等について、一つの事業所とする。

ただし、エネルギーを供給している他の建物へのエネルギー供給量が原油換算で年間 15kL 未満の場合、エネルギー管理の連動性がないものとするができる（1（4）参照）。

### （3） 近隣の建物等の確認

#### ア 隣接する建物等の確認

隣接する建物等の検証に当たっては、次の手順のとおり公的資料等に基づくことが望ましい。

①（2）までで一つの事業所としたものについて、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を閲覧する（届出等は最新のを参照する。）。

② 配置図に記された敷地の範囲を確認する。ただし、これらの届出の配置図と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。

③ 同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が隣接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が隣接するときは、共通の所有者が存在する場合であっても、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合、一つの事業所としない。また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。

- ・ 隣接する建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
- ・ 隣接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないことが認められる場合

その際、所有者については固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている市町村区内の不動産の一覧表）又は不動産登記簿、建物の主たる使用者については賃貸借契約（複写でも可）を入手し、又は閲覧することにより確認することが望ましい（届出等は最新のを参照する。）。

④ このほか、現地における確認や検証先の事業者へのヒアリング、その他の資料等の確認により、隣接する建物等の範囲を検証する。

- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていない場合など他人が使用していることが認められない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ 次に、隣接する建物等の例を記す。

- 建築基準法における確認申請又は定期報告の図面で、敷地が隣接している大学キャンパス内の建物

#### イ 原油換算エネルギー使用量の確認

この項目は、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を作成する際の排出量の算定時のみ確認する。

エネルギー管理の連動性のある建物等及び共通する所有者が存在する隣接する建物等について、後述の「排出活動・燃料等使用量監視点の把握」、「燃料等使用量の把握」及び「原油換算エネルギー使用量の算定」についての検証を行い、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であるかを確認する。

この結果、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の場合、道路・水路を挟んで近接している建物等のうち、共通する所有者が存在する施設並びに共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物及び建物の主たる使用者と施設の使用者が同一の建物等についても確認する必要がある。一方、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上でない場合は、対象事業所とならない。

※ 原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の建物等だけが道路・水路を挟んで近接していたとしても、それらを合わせて一つの事業所とはしない。

#### ウ 道路・水路を挟んで近接している建物等の確認

道路・水路を挟んで近接している建物等の検証に当たっては、次の手順のとおり公的資料等に基づくことが望ましい。

- ① アまでで一つの事業所とした敷地と道路・水路を挟んで近接する敷地を確認する。
- ② アと同様に、共通する所有者が存在する施設並びに共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物及び建物の主たる使用者と施設の使用者が同一の建物等を正確に把握しているか確認する。固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている市町村区内の不動産の一覧表）や不動産登記簿、テナントリスト等を入手し、又は閲覧することにより所有者及び主たる使用者を確認する

ことが望ましい。

- ③ 道路・水路を挟んで近接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が近接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。
- ・近接する建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
  - ・近接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一体として機能しておらず、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合
- ④ このほか、現地における確認や検証先の事業者へのヒアリング、その他の資料等の確認により、隣接する建物等の範囲を検証する。

※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を閲覧する（届出等は最新のもの参照する。）。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。

※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。

※ ウまでで一つの事業所とした範囲に近接する建物等も同様に確認する。

※ 次に、近接する建物等の例を記す。

- 道路を挟んで近接しており、所有者と主たるテナント（共用部以外の床面積の半分以上を使用するテナント）が同じオフィスビルやテナントビル

#### （４）事業所に関するその他の情報の確認

##### ア 住宅用途建物、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の確認

1（１）にあるように、住宅用途建物は事業所に該当せず、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため事業所の範囲から除外する。そのため、住宅用途の範囲を確認する必要がある。また地下等に設置された熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所に用いられている施設についても図面等で確認する。

なお、確認の際には、必要に応じて事業所に建築基準法に基づく届出とともに提出された配置図・平面図（住宅用途建物・住宅用途のフロアを示すもの）等、公的資料を求めることが望ましい。

#### イ 延床面積の確認

建築基準法の届出等、一定の根拠資料を用いて事業所の延床面積について確認する。

### (5) 算定報告様式への記載事項の確認

次の項目について、算定報告様式の記載内容を確認する。

#### ア 事業所境界の図示

事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないと判断できる図が明示されているかを確認する。その上で、地図と実態とが合っているかを確認する。また、必要に応じて固定資産の名寄帳又は登記簿謄本を利用してもよい。

なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出される。

#### イ 事業所範囲と燃料等使用量監視点の図示

確認した事業所範囲が、算定報告様式の「事業所区域及び燃料等使用量監視点」の部分に正しく図示されているかを確認する。その上で、「事業所の範囲」、「事業所内の建物」及び「(第2章で確認する)燃料等使用量監視点」が明示されているかを確認すること。なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出される。

#### ウ 事業所の延床面積

建築基準法の届出等の一定の根拠資料に基づいて延床面積を確認する。

(建物の解体に伴い減少している面積がある場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第10条第1項又は第2項に基づく届出書を根拠資料として用いることができる。)

### 3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い

1(1)にあるように、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえる。

#### (1) 熱供給事業用の施設

熱供給事業用の施設の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が熱供給施設であることを確認する。その方法としては、熱供給事業法に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。
- なお、「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷蔵設備、循環ポンプ整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう（熱供給事業法 第2条第4項）。
- 他のプラントと導管が連結されている場合は、エネルギー管理の連動性があるものとして一つの事業所となる。

#### (2) 電気事業用の発電所及び変電所

電気事業用の発電所及び変電所の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が電気事業用の発電所又は変電所であることを確認する。その方法として、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。

### 4 事業所範囲の変更（第2計画期間以降に適用）

#### (1) 事業所範囲の変更とは

指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合又は新たに満たした場合は、事業所範囲の変更を申請することができる。

#### ア 事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が増加（増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。以下「事業所統合」という。）した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

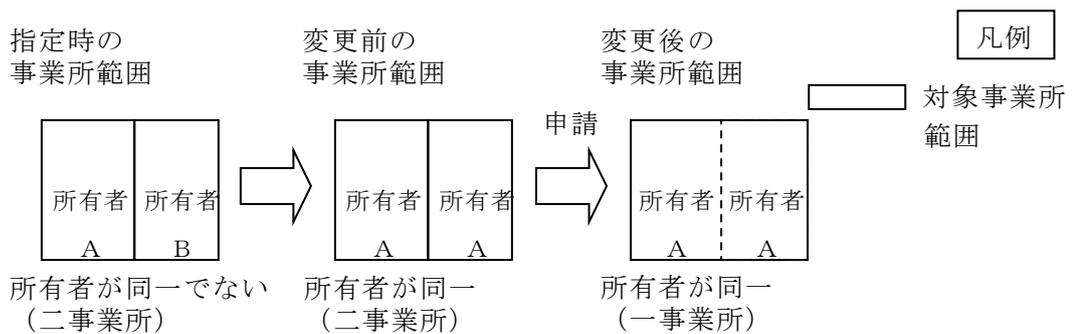


図 2-7 事業所統合時における事業所範囲の例

### イ 事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が減少（以下「事業所分割」という。）した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

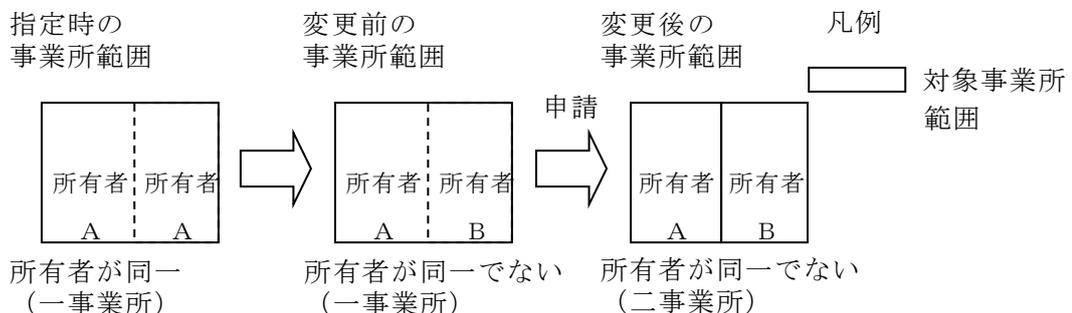


図 2-8 事業所分割時における事業所範囲の例

### (2) 具体的な方法

事業所範囲の変更を申請する場合は、「1 考え方」、「2 具体的な方法」により建物等、エネルギー管理の連動性及び近隣の建物等を把握し、新たに変更後の事業所範囲を確定する。

### (3) 事業所範囲の変更に伴う対象事業所

事業所範囲の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所は新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。ただし、変更後の事業所範囲において、申請の前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,000 kL 未満又は申請の前年度末日における床面積が 5,000 m<sup>2</sup>未満である事業所を除く。

また、新たな指定を受ける事業所範囲に、変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合は、併せて特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

上記以外の新たな指定を受けた指定地球温暖化対策事業所は、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の年度が変更前の対象事業所における年度を含めて3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

#### (4) 事業所範囲の変更の申請手続

事業所範囲の変更の申請手続は、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更が生じた年度の翌年度以降、任意の年度に申請できる。申請する場合は、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の4月1日から9月末日までに事業所区域変更申請書を提出する必要がある。

### 5 検証のポイント

検証に当たっては、事業所範囲の特定に利用した書類を確認する必要がある。

なお、検証の際の確認資料は、公的書類を基本とするが、検証先の事業者が公的書類を準備できなかった場合には、施工業者作成の図面などの他者が作成した資料又は事業者自身が作成した資料により確認してもよい。ただし、その場合は、現地における確認や現場担当者等へヒアリング等を行う。また、公的書類は、原本であることが望ましいが、不鮮明である等、書類の信頼性に問題がある場合を除き、複写での対応も可能とする。

表 2-1 に、検証の際の確認資料の例を示す。

<参考> ～事業所範囲の変更に伴う対象事業所～

2027年度に事業所範囲の変更を申請し、決定された場合の対象事業所の扱いについて下記に例示する。

● 事業所統合（例）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
				▽申請		
① A事業所（特定）、B事業所（指定） → a事業所（特定）						
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消		
	B事業所	指定	指定	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
② A事業所（指定）、B事業所（指定） → a事業所（条件付特定）						
変更前	A事業所		指定 <sup>※(1年)</sup>	⇒指定の取消し		
	B事業所	指定 <sup>※(1年)</sup>	指定 <sup>※(2年)</sup>	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		条件付 特定 <sup>※(3年)</sup>	特定	特定

※エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方。

● 事業所分割（例）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
				▽申請		
① A事業所（特定） → a事業所（特定）、b事業所（特定）						
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
	b事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
② A事業所（指定） → a事業所（指定、1,500kL以上）、 b事業所（指定、1,000kL以上1,500kL未満）						
変更前	A事業所		指定 <sup>※(1年)</sup>	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		指定 <sup>※(2年)</sup>	条件付 特定 <sup>※(3年)</sup>	特定
	b事業所	新規指定⇒		指定	指定	指定

※エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方。

表 2-1 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
建物又は施設の把握	建物又は施設が適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築基準法の確認申請</li> <li>● 建築基準法の計画通知</li> <li>● 建築基準法の確認済証</li> <li>● 建築基準法の検査済証</li> <li>● 工場立地法の事業所新設時届出書類</li> <li>● 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類</li> <li>● 水道事業経営の認可の申請</li> <li>● 下水道事業計画許可申請</li> <li>● 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請</li> <li>● 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請</li> <li>● 建設リサイクル法の第 10 条届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の事業者が作成した図面（しゅん工図など）</li> <li>● 自作の固定資産リスト（固定資産台帳など）</li> <li>● 建築基準法の定期報告（建物の一部を示している場合があるので注意が必要）</li> </ul>
エネルギー管理の連動性の把握	受電施設の他建物等との共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （燃料等使用量監視点が判明する書類で把握）</li> <li>● 配電図</li> <li>● ガス配管図</li> </ul>	
	都市ガスメーターの他建物等との共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空気調和設備系統図</li> <li>● 消防法等に基づく危険物施設の届出</li> <li>● 高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出</li> </ul>	
	地域熱供給受入施設の他建物等との共有		
	燃料貯蔵所の他建物等との共有		

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
近隣建物の把握	敷地を適切に識別しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法、工場立地法、下水道法、廃棄物処理法又は水道法における届出（最新の届出）とともに提出された配置図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者が作成した図面（しゅん工図など）</li> <li>パンフレットの配置図</li> <li>住宅地図</li> </ul>
	近隣の建物等の所有者の把握は網羅的になされているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の名寄帳</li> <li>事業所内建物等の不動産登記簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自作の物件リスト</li> </ul>
住宅・熱供給施設・電気事業用発電所及び変電所の把握	住宅用途の建物等を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく配置図・平面図（住宅用途の建物又は住宅用途の部分を示すもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者が作成した図面（しゅん工図など）</li> <li>自作の図面</li> </ul>
	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所若しくは変電所の位置を示す図面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者が作成した図面</li> <li>自作の図面</li> </ul>

## 第2章 排出活動・燃料等使用量監視点等<sup>等</sup>の特定

### 1 考え方

#### (1) 排出活動

排出活動とは、事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動をいう。また排出活動うち、特定温室効果ガス排出量の算定対象とする排出活動は、事業所の内部における化石燃料の燃焼などによる温室効果ガスの排出（直接排出）と、事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な温室効果ガスの排出（間接排出）である。

また、事業所内における排出活動のうち、少量排出活動（後述の「燃料等使用量監視点の特定」で記述する要件に該当しない排出活動）及び工事による燃料等の使用については、排出量の算定対象に含める必要はない。

また、事業所外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体への供給（陸電を含む。）、事業所外へのエネルギー供給（住宅用途、他事業所等への供給）などは、原則として算定対象から除外する。

#### (2) 削減活動

削減活動とは、温室効果ガスは排出しないが、再生可能エネルギー変換して得られる電気及び熱の使用及び非化石燃料（水素やアンモニア等）の利用によって、事業所内の温室効果ガスの排出を削減する活動をいう。

(3) 算定対象となる排出活動等

ア 排出活動

(7) 直接排出（燃料の使用）

ボイラー、工業炉等の設備における化石燃料の燃焼等によって、直接的に温室効果ガスを排出する排出活動を直接排出と呼ぶ。本制度において対象となる化石燃料について表 2-2 に示す。

なお、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出は、焼却の熱をエネルギーとして使用した場合であっても、本制度の特定温室効果ガスの排出に含まない（ただし、その他ガスとしての報告対象にはなる。）。

表 2-2 化石燃料の種類

原油		
原油のうちコンデンセート（NGL）		
揮発油（ガソリン）		
ナフサ		
灯油		
軽油		
A 重油		
B・C 重油		
石油アスファルト		
<u>潤滑油</u>		
石油コークス、 <u>FCC コークス</u>		
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	
	石油系炭化水素ガス	
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	
	その他可燃性天然ガス	
石炭	原料炭	<u>輸入原料炭</u>
		<u>コークス用原料炭</u>
		<u>吹込用原料炭</u>
	一般炭	<u>輸入一般炭</u>
		<u>国内一般炭</u>
<u>輸入無煙炭</u>		
石炭コークス		
コールタール		
コークス炉ガス		
高炉ガス		
<u>発電用高炉ガス</u>		
転炉ガス		
都市ガス		
ジェット燃料油		
その他の燃料		

(イ) 間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用）

事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴って、間接的に温室効果ガスを排出する活動を間接排出と呼ぶ。

電気又は熱を外部から供給を受けて使用する場合には、対象事業所内では直接には温室効果ガスは排出されないが、その電気又は熱を発生させるために発電所又は熱供給施設で温室効果ガスが排出されている。このため、電気及び熱の使用は「間接排出」としてその排出量を算定する。

表 2-3 算定対象活動の種類（間接排出）

活動	内容
他人から供給された電気又は熱の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電気の使用</li> <li>➤ 産業用蒸気の使用</li> <li>➤ 産業用以外の蒸気の使用</li> <li>➤ 温水・冷水の使用</li> </ul>

イ 削減活動

(7) 再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用

事業所の内部及び外部から供給された、表 2-4 に示す再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱を対象とする。なお、本制度で対象とする再生可能エネルギーの種類は表 2-5 に示すものとする。

表 2-4 再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱

供給方法		内容
<u>事業所範囲内からの供給</u>	<u>自家発電・発熱</u>	<u>事業所等の敷地内に設置した再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して事業所等に供給されたもの</u>
	<u>オンサイト型 PPA</u>	<u>事業所等の敷地内に設置した第三者保有の再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して事業所等に供給されたもの</u>
<u>事業所範囲外からの供給</u>	<u>自営線等</u>	<u>事業所等の敷地外に設置した再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して、事業所等に供給されたもの</u>

供給方法		内容
	<u>オフサイト型 PPA</u>	<u>事業所等の敷地外に設置した第三者保有の再生可能エネルギー設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所等に供給されたもの</u>
	<u>自己託送</u>	<u>再生可能エネルギー設備を用いて発電した電気であって、自営線等とは別の搬送方法で、当該再生可能エネルギー設備を設置する者の別の場所にある事業所等に供給されたもの</u>

表 2-5 特定温室効果ガス算定報告書において報告を求める再生可能エネルギーの種類

<u>太陽光</u>	
<u>風力</u>	
<u>地熱</u>	
<u>水力</u>	
バイオマス※1	<u>黒液</u>
	<u>木材</u>
	<u>木質廃材</u>
	<u>バイオエタノール</u>
	<u>バイオガス</u>
<u>その他バイオマス</u>	
<u>温泉熱</u>	
<u>雪氷熱</u>	

※1：バイオマスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないものは、環境価値を保有していないものとして取り扱う。

※2：海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱（ヒートポンプを除く）は、使用量の報告は任意とし、使用した場合は地球温暖化対策計画書にその内容を記載することが可能。使用量を計量している場合は、特定温室効果ガス算定報告書に記載することが可能。

(イ) 非化石燃料（再生可能エネルギーは除く）の使用（検証対象外）

事業所の特定温室効果ガスの排出量を削減するために使用された非化石燃料（水素、アンモニア）を対象とする。なお、非化石燃料を使用した場合は、その他ガス排出量算定報告書としての報告対象となる。

### ウ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される移動体からの温室効果ガスの排出については、算定対象とする。敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体起因する排出は算定対象から除く。

自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無により判断する。

また、図 2-9 敷地の範囲内で給油する自動車の算定範囲に敷地の範囲内の給油所で給油する自動車の場合の算定範囲の判断方法を示す。

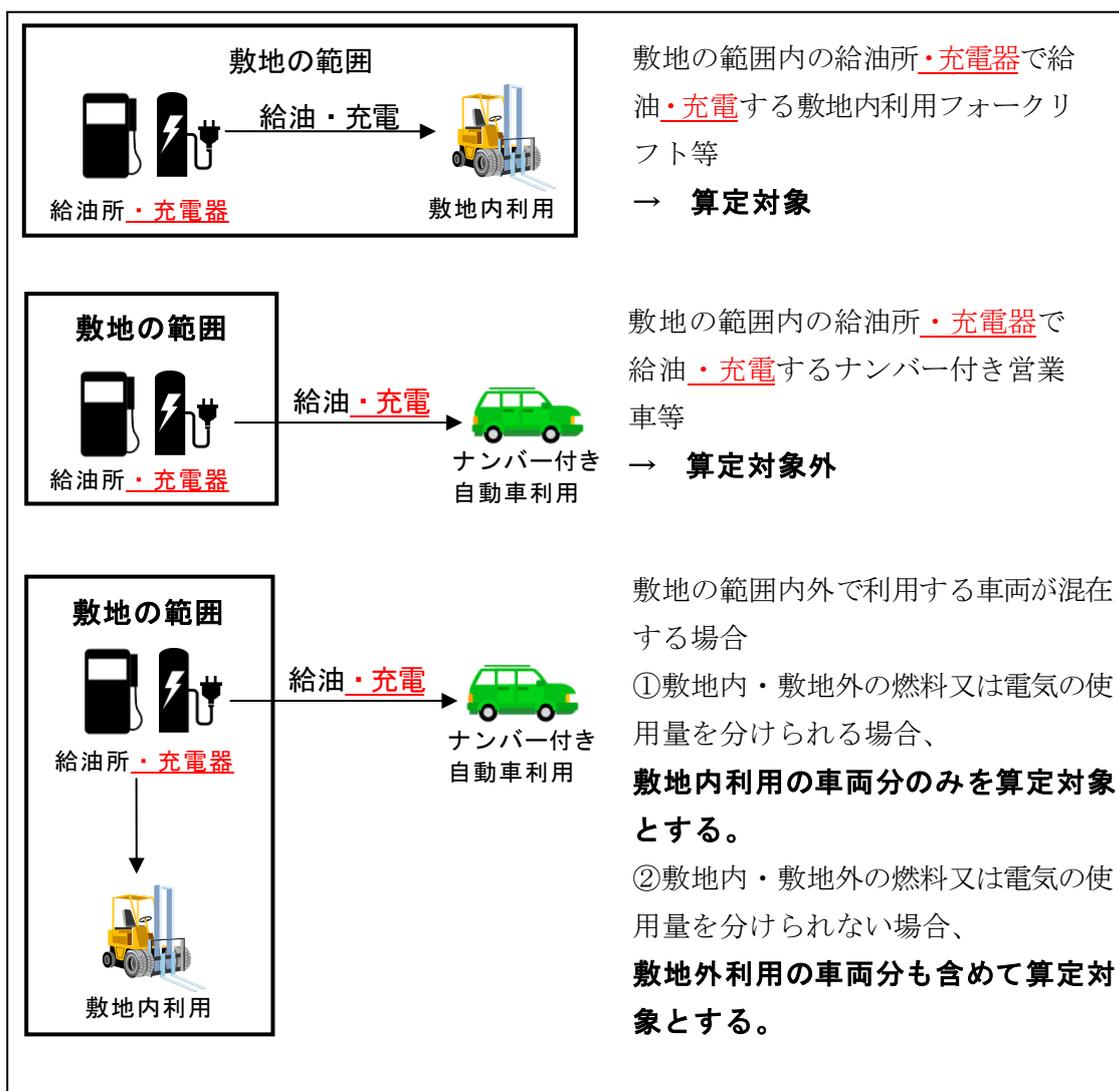


図 2-9 敷地の範囲内で給油する自動車の算定範囲

#### (4) 算定対象から除く排出活動

##### ア 算定対象から除く排出活動

次の排出活動については、原則として、算定対象から除外する。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握する（詳細は第3章2（2）イ 実測による把握の確認に記載）ことが不可能である場合には、算定対象に含める。

また、算定対象外活動の算定は、原則として、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。ただし、過去の算定の誤り等、合理的な理由がある場合については、基準排出量の算定期間と削減計画期間の算定対象外活動が一貫しなくても構わない（削減計画期間の途中で把握できるようになった場合は、その時点で算定対象から除外する。この対応により、基準年度排出量と著しい差が生じた場合は基準排出量を訂正する。詳細は特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第3章1（2）基準排出量訂正の要件に記載）。

##### (7) 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

駅においては、駅に併設された商業施設など鉄道輸送に必要なない排出活動に係る燃料等の使用量が算定対象となる。

##### (イ) 住宅用途への供給

住宅用途（共用部も含む。）の部分への供給分は算定対象外とする。

なお、複合用途の建物については、住宅用途の範囲を建築基準法に基づく配置図、平面図（住宅用途の建物又は住宅用途のフロアを示すもの）等により把握することで、特定温室効果ガス排出量から除外する範囲を特定する。

なお、把握の際には建築基準法等の公的資料を用いることが望ましい。

##### (ウ) 他事業所への熱又は電気の供給

他事業所へ供給される熱及び電気に起因する排出量は、特定温室効果ガス排出量から除外する（ただし、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることはできない。）。

なお、第1章1（4）に示したとおり、他人から供給されたエネルギーを変換せずに事業所範囲外へ供給する場合は、供給先の建物をエネルギー管理の連動性がある建物等とするため、必然的に算定対象活動となる。

#### (E) 事業所外で利用される移動体への供給

前述のとおり、対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体からの温室効果ガスの排出は算定対象外活動とする。

対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレート取り付けの有無による。

### イ 算定対象から除くことができる排出活動

#### (7) 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ、算定対象活動となる活動のうち、「燃料等使用量監視点の特定」（詳細は、(5) 燃料等使用量監視点の特定に記載）に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は少量排出とみなし、排出量に含める必要はない。

#### (イ) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等の使用による温室効果ガスの排出については、排出量から除外することができる。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により当該燃料等使用量を特定可能な場合に限る。

### (5) 燃料等使用量監視点の特定

特定温室効果ガス排出量を算定するためには、これまでに述べた排出活動に関する「燃料等使用量」を把握する必要がある。

電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、燃料タンクなど、燃料等使用量を測定する箇所を「燃料等使用量監視点」と呼び、燃料等使用量監視点については、網羅的に把握する必要がある。

したがって、検証の際においても、事業所範囲内における燃料等使用量監視点を網羅的に特定する必要がある。また、その際には可能な限り、表 2-6 「確認する資料」にあるような公的資料を用いることが望ましい。

なお、本制度における、特定温室効果ガス排出量は、「事業所内へ供給される燃料等起因の排出量」から「算定対象から除く排出活動起因の排出量」を差し引いて、事業所の排出量を算定する。このため、把握すべき燃料等使用量監視点は大きく「事業所内へ供給される燃料等使用量監視点（燃料タンク、受電点等）」と「算定対象から除く排出活動量監視点（他事業所への供給点等）」の2種類である。

また、事業所へ供給される燃料等については、購買伝票等により把握することを基本とするため（詳細は第3章 燃料等使用量の把握に記載）、購買伝票等と個々の燃料等使用量監視点との関連について併せて確認する必要がある。

再生可能エネルギーについては、その種類及び供給方法を把握する必要がある。  
事業所範囲内の再生可能エネルギー設備については、基本的には発電設備や発電量又は発熱量を測定する箇所を網羅的に把握する必要がある。ただし、事業所内の電気・熱の系統に接続されていない再生可能エネルギー設備については把握の対象外とする。

事業所範囲外については、購買伝票等、小売電気事業者等との契約書等により把握する必要がある。

## 2 検証の具体的な方法

### (1) 排出活動の確認

#### ア 算定対象活動の確認

1 (1) に示した排出活動の考え方に従って、事業所範囲内のエネルギー使用の状況（排出活動）を確認する。なお、確認の際には、どのような燃料等を使用しているのかを確認し、燃料等の種類が漏れないよう留意すること。

#### イ 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動の確認

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外していることを確認する。

逆に、駅において、算定対象となるのは、駅に併設された商業施設等における鉄道輸送に必要な排出活動のための燃料等の使用であるので、実際の手順としては、商業施設等の施設の把握がされているかを確認する。

#### ウ 算定対象から除くその他の排出活動の確認

住宅用途への供給、他事業所への電気や熱の供給及び事業所外で利用される移動体への供給は、原則として算定対象から除き、少量排出及び工事のための燃料等の使用については、算定対象から除くことができる。

なお、算定対象から除くことができるのは、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により算定対象から除く排出活動の燃料等使用量を特定可能な場合（詳細は第3章 2 (2) イ 実測による把握の確認に記載）に限られる。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要があるが、過去の算定の誤り等、合理的な理由がある場合については、基準排出量の算定期間と削減計画期間の算定対象外活動が一貫しなくても構わない。

検証では、少量排出以外の算定対象から除くべき排出活動が網羅されているか、算定対象から除いた排出活動がこれらの要件を満たしているかを、資料等の確認や、事業所へのヒアリング等により確認する。

## (2) 削減活動の確認

1 (2)に示した削減活動の考え方に従って、事業所範囲内の温室効果ガスは排出しないが、再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用によって、事業所内の温室効果ガスの排出を削減する活動状況について、再生可能エネルギーの種類ごとに把握していることを、資料等の確認や、現地における確認、事業所へのヒアリング等により確認する。

## (3) 事業所内に供給される燃料等使用量監視点等の確認

(1) 及び(2)で確認した、事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、外部から供給を受ける燃料タンク等）を確認する。事業所内で貯蔵して用いる燃料等はその貯蔵する対象を監視点とし、貯蔵しない燃料等についてはその使用量を特定できるメーターを監視点とする。また、事業所内で自家発電等している場合は、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気又は熱の製造設備、パワーコンディショナー、熱量計等）を確認する。

検証では、表 2-6 に記した要件を満たす燃料等使用量監視点を可能な限り同表に示す書類を用いて確認しなければならない。また、原則として、燃料等使用量監視点が網羅的に特定されていることを検証先事業所で現地における確認をしなければならない。

表 2-6 事業所内に供給される主な燃料等使用量監視点と確認する資料

種類		把握すべき燃料等使用量監視点の要件		確認する資料
直接 排出	燃料	気体・ 液体・ 固体燃料 (都市ガス 及び LPG 以 外のもの)	・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の危険物貯蔵所又は取扱所 <sup>※1</sup>	・消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出
			・火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）対象の少量危険物貯蔵取扱所 <sup>※1</sup> ・同指定可燃物貯蔵取扱所 <sup>※1</sup>	・火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の届出

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の第一種貯蔵所</li> <li>・同第二種貯蔵所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス保安法の「貯蔵計画書」の届出</li> </ul>
		都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ガス事業者から供給される都市ガスメーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しゅん工図書の衛生図面</li> <li>・一般ガス事業者提供のガス工作物図面</li> </ul>
		LPG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガス販売事業者から供給されるLPG供給メーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガス販売事業者提供のLPG供給設備図</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・液石法<sup>※2</sup>における液化石油ガス設備工事届対象のLPG貯槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガス設備工事届</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス保安法の規制対象の容器の置き場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者又は第三者作成の配置図</li> <li>・購買伝票等</li> </ul>
間接排出	電気	他人から供給される電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から供給される電気の受電施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から供給される電気の受電施設を示した配電図(電気事業法の保安規程・工事計画届出の主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図が望ましい。)</li> </ul>
	熱	他人から供給される熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設を示した空気調和設備系統図(しゅん工図書の空調設備配管系統図等が望ましい。)</li> </ul>
削減活動	事業所範囲内からの供給	自家発電・発熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内に設置された再生可能エネルギー設備</li> <li>・計量器又はパワーコンディショナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しゅん工図書の単線結線図</li> </ul>
		オンサイト型PPA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内に設置された再生可能エネルギー設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しゅん工図書の単線結線図</li> <li>・オンサイトPPAによる電気供給契約書</li> <li>・購買伝票等</li> </ul>
	事業所範囲外からの供給	自営線等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から供給される電気の受電設備</li> <li>・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から供給される電気と同様</li> <li>・自営線等で供給される電気・熱の供給契約書</li> <li>・購買伝票等</li> </ul>

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

		オフサイト型 PPA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人から供給される電気の受電設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人から供給される電気と同様</li> <li>・ オフサイト型 PPA で供給される電気の供給契約書</li> <li>・ オフサイト型 PPA の再生可能エネルギーの種類を示す資料</li> <li>・ オフサイト型 PPA の再生可能エネルギーの種類がバイオマス由来であった場合のバイオマスの種類を示す書類</li> <li>・ 購買伝票等</li> </ul>
		自己託送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人から供給される電気の受電設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人から供給される電気と同様</li> <li>・ 発電量調整供給検基本契約書に添付された受電地点発電場所を示す資料</li> <li>・ 接続供給検基本契約書に添付する供給地点及び供給先施設を示す資料</li> <li>・ (接続送電サービス料金等に係る) 購買伝票等</li> </ul>

※ 1 : 液体燃料の一つの系統に複数の貯蔵所、取扱所又は貯蔵取扱所が存在する場合には、外部から供給を受けるもののみを燃料等使用量監視点とする。

※ 2 : 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説①～

● 消防法における危険物貯蔵所・取扱所

引火性液体燃料、可燃性固体類を含む危険物を恒久的にある一定以上の数量（指定数量）に対して貯蔵・取扱を行う場合にその設備に対して危険物施設と適用され、危険物貯蔵所・取扱所に関する市町村長等への届出が必要となる。

本ガイドラインにおける排出活動に当たる化石燃料は、主に危険物第4類に含まれるため、危険物第4類の指定数量と物品名を参考として記す。

表 2-7 消防法危険物第4類

名	性質	指定数量	物品例
特殊引火物	—	50L	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトアルデヒド、酸化プロピレン
第1石油類	非水溶性液体	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサン、酢酸エチル、ベンゼン
	水溶性液体	400L	アセトン、アセトニトリル、(t) ブチルアルコール、ピリジン、ジエチルアミン
アルコール類	—	400L	メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール
第2石油類	非水溶性液体	1,000L	軽油、灯油、キシレン、酢酸アミル、スチレン、無水酢酸
	水溶性液体	2,000L	アクリル酸、アリルアルコール、酢酸
第3石油類	非水溶性液体	2,000L	クレオソート油、重油、アニリン、ニトロベンゼン
	水溶性液体	4,000L	エチレングリコール、グリセリン、メタクリル酸、酪酸
第4石油類	—	6,000L	ギヤー油、シリンダー油、潤滑油
動植物油類	—	10,000L	ヤシ油、オリーブ油

● 東京都の火災予防条例における少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所

消防法における危険物が指定数量未満を貯蔵する場合についても、表 2-7 に記した指定数量の 1/5 以上の危険物を貯蔵する場合については、当該貯蔵所について、火災予防条例に基づき、貯蔵所の消防庁への届出が必要となる。これらは、少量危険物貯蔵取扱所と呼ばれる。

また、指定可燃物（わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの）を貯蔵する場合についても、火災予防条例により、消防庁への届出が必要となる。これらは、指定可燃物貯蔵取扱所と呼ばれる。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説②～

● 高圧ガス保安法における第一種貯蔵所、第二種貯蔵所

高圧ガス保安法により、容積が 3,000 m<sup>3</sup>（重量 30t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、その貯蔵所に関して都道府県知事の許可と貯蔵計画書の提出を受ける必要がある（第一種貯蔵所）。

また、容積が 300 m<sup>3</sup>（重量 3 t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合にも、同様に許可と貯蔵計画書の提出が必要となる（第二種貯蔵所）。

● 液石法における液化石油ガス設備工事届対象の LPG 貯槽

液石法により、貯蔵能力が 500kg 以上の LPG 貯槽（貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの）については、設置工事又は変更工事をする場合に届出が必要である。

● 高圧ガス保安法における容器の置き場

高圧ガス保安法における容器とは「高圧ガスを充てんするための容器であって地盤面に対して移動することができるもの」であり、刻印又は塗色が指定されている。この容器を置いている場所を「容器の置き場」とする（高圧ガス保安法の「容器置き場・貯槽」を含む。）。また、貯槽とは「貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの」を指す。

なお「容器置き場・貯槽」は 300 m<sup>3</sup>（重量 3 t）以上の規模であれば、高圧ガス保安法の届出の対象となるが、届出の対象とならない規模のものであっても、同法の規制対象である貯蔵容量が 0.15 m<sup>3</sup>（重量 1.5kg）以上の規模の「容器の置き場」については、事業者自身が事業所内の化石燃料を貯蔵する容器の置き場を把握するものとする。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説③～

● 飲食を提供するイベント等で使用する LPG 容器の燃料等使用量監視点

常設でないイベント等において、調理を目的とした可搬式の LPG 容器を複数使用する場合、以下の条件を満たした場合に限り、燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

LPG 容器を使用した店舗数×イベント等の延べ開催時間 < 600

また、LPG 容器を使用した店舗数が明確でない場合は、イベント等での店舗数で判断する。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説④～

- 液化石油ガス販売事業者から供給される LPG 供給メーター（LPG 供給設備）  
液石法では、液化石油ガス販売事業者に対して「LPG 保安業務（容器交換時供給設備点検（月 1 回以上））」として、LPG 供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター並びにこれらに準ずる設備）の検査を義務付けている。  
このため、液化石油ガス販売事業者は、同法に位置付けられている LPG 供給メータの場所、供給量等に関する情報を把握している。
- 他人から供給される電気の受電施設  
他人から供給される電気の受電施設については、事業所内の配電図により確認する。  
なお、電気事業法により、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する電気工作物のうち、一定規模以上の事業用電気工作物については保安規程の作成・届出が必要であり、保安規程（工事計画）の届出書類には「主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図」が添付されている。
- 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設  
他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設については、事業所内の空気調和設備系統図により確認する。

#### (4) 算定対象から除く排出活動等の燃料等使用量監視点の確認

算定対象から除く排出活動がある場合、該当する排出活動等別の燃料等使用量監視点を確認する。算定対象から除く排出活動等の燃料等使用量監視点としては、次のものが挙げられる。

- 事業所外で使用される移動体へのエネルギー供給ポイント  
(移動体に積載される冷凍・冷蔵機能付きのコンテナ等が一時的に事業所内に保管されている場合のコンテナへのエネルギー供給を含む。)
- 工事用途へのエネルギー供給ポイント
- 住宅用途・熱供給事業用の施設への供給ポイント
- 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点
  - 外部への供給量に関する監視点

#### (5) 算定報告様式への記載事項の確認

##### ア 燃料等使用量監視点等リスト

確認した燃料等使用量監視点全てについて、算定報告様式の「(4) 燃料等使用量監視点」に、番号、排出活動等、燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置が漏れなくリストアップされているかを確認する。

確認した再生可能エネルギーの燃料等使用量監視点についても、排出活動の燃料等使用量監視点同様に番号、排出活動等、再生可能エネルギーの種類及び再生可能エネルギーの燃料等使用量監視点の位置がもれなくリストアップされているかを確認する。

##### イ 燃料等使用量監視点等の位置の図示

確認した燃料等使用量監視点の位置が、算定報告様式の「(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」に正しく図示されているかを確認する。また、再生可能エネルギーの燃料等使用量監視点の位置と事業所内にある再生可能エネルギー設備の位置が算定報告様式の「(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」に正しく図示されているかを確認する。

なお、テナントが個別に供給を受ける都市ガスなど多数の燃料等使用量監視点がある場合については、省略の表示又は配置図を記載した別紙が添付される場合がある。

### 3 検証のポイント

検証では、燃料等使用量監視点等が網羅されていることを確認しなければならない。その際、可能な限り表 2-6 に例示してあるような公的書類等の確認資料を用い、必要に応じて現地における確認をする。

## 第3章 燃料等使用量の把握

### 1 考え方

#### (1) 算定のための組織体制

特定温室効果ガス排出量を適切に算定するためには、事業所範囲の特定（第1章に記載）、排出活動及び削減活動（燃料等使用量監視点）の特定（第2章に記載）、購買伝票等又は計量器による実測の記録等による燃料等使用量の把握を特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに示した方法に従って実施しなければならない。

特に、後述する月別の購買伝票等による把握、計量器による実測の記録等を漏れなく正確に実施するためには、日常的なデータ採取、集計、報告等のルールは明確化されている必要がある。このため、算定責任者及び算定担当者を設置し、算定報告様式に組織体制図を記して報告するものとする。

#### (2) 燃料等使用量の把握方法

第2章で把握した、排出活動及び削減活動（燃料等使用量監視点等）ごとの燃料等使用量を把握する。

その際、事業所による排出活動の燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購買量を基本としている。ただし、購買伝票等により把握不可能（燃料等の入手手段が取引によるものではなく、購買伝票等が元々存在しないような場合）であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとしている。

削減活動である、再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用量の把握は、事業所範囲内からの供給について、自家発電・発熱で供給される電気・熱の量は実測に基づく把握、オンサイト型PPAで供給される電気の量は、購買伝票等により把握する。また、事業所範囲外からの供給について、オフサイト型PPAや自己託送等で供給される電気・熱の量は、購買伝票等により把握した電気の購買量とする。

なお、購買伝票等に基づき燃料等使用量を把握する場合、燃料等の購買量と実際の燃料等使用量（エネルギー使用量）の差（以下「在庫変動」という。）が生じるが、在庫変動を踏まえて算定することはできないものとする。

また、燃料の廃棄分については、取引又は証明に使用可能な計量器で計測した場合に限り、排出量から除くことが認められる。

### (3) 燃料等使用量の単位換算方法

特定温室効果ガス排出量の算定においては、算定式（算定報告様式）に適切な値を入力するために、購買伝票等や実測により把握するデータについて、燃料等使用量の単位換算を行う必要がある場合がある。

具体的には、蒸気を還流水の量で把握している場合には熱量に換算することが必要となる。

なお、都市ガスについては、「中圧供給／低圧供給」を確認し、標準状態への換算を行う必要がある（第4計画期間は、基準年度の排出量算定においてのみ換算を行う必要がある。）。また、LPGについては基準産気率を用いた重量への換算を行う必要がある。

ただし、これらの換算は、都が配布するエクセルの算定報告様式（以下「算定報告様式（エクセル）」という。）においては自動計算されるため、エクセルの所定のセルに購買伝票等に記載された燃料等使用量（エネルギー使用量）を入力すればよい。

## 2 具体的な方法

### (1) 算定のための組織体制の確認

日常的にデータ採取、集計、報告等を実施するためのルール及び組織体制が構築され、算定責任者や算定担当者などが特定されているかについて、検証先の事業者へのヒアリングや関連組織の運用を示す記録などにより確認する。

### (2) 燃料等使用量の把握状況の確認

#### ア 購買伝票等による把握

##### (7) 把握方法

領収書、請求書、納品書等の購買伝票等で確認する。その際、必要に応じて月報などの内部資料との整合を見るなどして、購買伝票等に不足がないか確認する。また、購買実績がなく、購買伝票等が存在しない場合には、燃料等の使用量は「0」として取り扱われていることを確認する。

なお、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したと判断した場合には、「検証」欄には「—」を記入すること。

その上で、燃料等使用量監視点と燃料等購買データ、算定報告書に記載されている各月の燃料等使用量との対応を確認する。

(イ) 年間燃料等使用量の取扱い

年間燃料等使用量は各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に表示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。

また、オンサイト型PPA、オフサイト型PPA、自己託送等で供給された再生可能エネルギー電気・熱の量についても、上記と同様、購買伝票等による把握とする他、供給契約により月当たりの供給量を一定量又は上限量を定めている場合に限り、供給契約書に付属する供給計画量に関する資料又はエネルギー供給事業者が発行する供給量を示す資料で把握する。

購買伝票等がどの月の値であるかの判断は、次の考え方により行い、毎回の算定時で同じ考え方になるようにする。従って検証の際には、年度の変わり目において報告に漏れや重複がないかについて確認する。

表 2-8 燃料等使用量の取扱い

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの (配管等で連続的に供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	購買伝票等に記載されている使用(請求対象)期間の日を含む月
不連続のもの (タンクローリー等で一定単位毎に納入されるもの)	重油、軽油、灯油等の燃料	納入された日を含む月又は請求のあった日を含む月

※購買の実績がない月は、原則として燃料等使用量を「<sup>ゼロ</sup>0」とする。  
 ※閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したため、購買伝票等が存在しない場合は、燃料等使用量を「-」と記入する。

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引<sup>\*</sup>又は第三者等への証明<sup>\*</sup>に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売ガス事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

～ 参考 購買伝票等の保管義務～

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間の間保管することが法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものがある（企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。）。

- 商法（明治32年法律第48号）の保存期間（商法第19条（商人の商業帳簿に関する規定））
  - 商業帳簿、営業に関する重要書類 10年間
- 法人税法（昭和40年法律第34号）の保存期間（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第59条（帳簿書類の整理保存））
  - 帳簿等（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など） 7年間
  - 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など） 7年間
  - 証憑書類（請求書、領収書など） 7年間
  - その他の書類 5年間

～ 「購買伝票等」として認められるための基準等 ～

「購買伝票等」として認められる基準は、次のとおりである。

- 一定の間保管することが、法令により義務付けられた書類であること。
- 供給事業者が当該書類に記載された使用量の値について責任をもって証明する内容であること。
- 供給事業者で定める様式により作成されたもの（文書作成ソフトにより作成されたものを除く。）であること。この場合、供給事業者の社印等の押印は要しない。
- 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の都が認める方法によることも可能とする。

【購買伝票等として認められる証明書類の例】

 ○○電力株式会社 2021年4月1日				
2021年3月分				
電力ご使用量のお知らせ				
ご契約者名	株式会社 □□□			
ご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
ご契約電力	2,000kW			
ご使用期間	2021年3月1日～2021年3月31日			
時間帯区分	その他季節間	夏季期間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
	全日		有効	無効
ご使用量	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち昼間	800,000kWh			
うち夜間	400,000kWh			

電気の使用量証明書類（例）

 ○○株式会社 2021年4月1日			
ガス使用量証明書			
ガスご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
事業所名	株式会社 □□□		
対象件数	1件		
契約お客様番号	12345		
月別供給量			
検針月	使用量(m3)低圧	使用量(m3)中圧	使用量(m3)合計
2020年4月	318	0	318
2020年5月	405	0	405
2020年6月	286	0	286

都市ガスの使用量証明書類（例）

なお、購買伝票等には、発行に際して費用が発生しないもの（無償）のほか、発行に際して費用が発生するもの（有償）がある。次に例を示す。

供給事業者	無償	有償
東京電力エナジーパートナー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気ご使用量のお知らせ</li> <li>・ビジネス TEPCO</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用量証明（カスタマーセンター照会）</li> <li>・電気使用量に関する証明書</li> </ul>
東京ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスご使用量のお知らせ</li> <li>・myTOKYOGAS ビジネス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス使用量に関する証明書</li> </ul>

～ テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について ～

1 購買伝票等によるガス閉栓の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができる。

【購買伝票等による確認の例】

- ・ガス閉栓されていたことを示す資料  
例) 移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ、  
移転等精算ガス料金カード請求のお知らせ

2 購買伝票等に「閉栓」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、次に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースが存在する。

- ・既にガス栓が撤去されており、ガスメーターの現物が確認できず、閉栓時の記録等も存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定年度において閉栓されていたことが確認できない。

このような場合、例えば、次に示すような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能である。

【確認内容の例】(①と②を併せて確認する。)

① テナント退去の事実と時期を示す資料

例) テナント契約書、内装工事契約書

② ガス使用量を示す資料

例1) ガスご使用量のお知らせ、払込書

(テナント退去時点の指示数<sup>※1</sup>と、次のテナント入居時点の指示数に変化がないことを確認する。)

※1：閉栓直前の検針時に発行された「ガスご使用量のお知らせ」における  
今回指示数+閉栓後に発行される「払込書」における使用量

例2) ガス使用量実績 (テナントがmyTOKYOGAS ビジネスに登録している場合<sup>※2</sup>)

(テナント退去時点以降のガス使用量がないことを確認する。)

※2：テナント退去後のmyTOKYOGAS ビジネスの登録はできない。

ガス供給事業者に「ガス閉栓証明書」(有償)等の発行を求める前に、上記のような判断をすることができないか確認する必要がある。なお、「ガス閉栓証明書」(有償)は、あらかじめ書式が定められており、既定の記載項目以外の内容について追記はできない。

## イ 実測による把握の確認

購買伝票等により把握不可能であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

なお、計量法（平成4年法律第51号）では、特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したもの（検定の有効期間が定められている特定計量器にあつては、その有効期間内であるもの）を用いることを義務付けている。このため、実測の際に特定計量器を使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。

また、再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱の量のうち、事業所範囲内の自家発電・発熱で供給される電気・熱の量については、実測に基づく把握とする。なお、計量器については、取引又は証明に使用可能な計量器を用いるものとする。

検証では、検証先事業所が排出量の実測を行っている場合、上記の要件を満たしているかを確認する。

## ウ 新設時の購入分及び廃棄分の取扱い

次に掲げる量については排出量から除外できることとしている。ただし、廃棄分の除外は、除外量を購買伝票等の第三者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握できる場合に限る。

- ・非常用発電機のタンクの新設時の燃料購入量
- ・燃料の種類と当該燃料の廃棄量が確認できる廃棄分

検証では、検証先事業所がこれらに該当する量を排出量から除外している場合、こうした要件を満たしているかを確認する。

### ～本ガイドラインにおける特定計量（特定計量制度）の取扱い～

本ガイドラインにおいては、計量法（平成4年法律第51号）で定められている特定計量器に、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定されている特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

（参考：「特定計量制度に係るガイドライン」（経済産業省））

～表 2-9 特定計量器一覧～

一	タクシーメータ
二	質量計のうち、次に掲げるもの
	イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
	(1) 目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)が十ミリグラム以上であって、目量標識の数が百以上のもの((2)又は(3)に掲げるものを除く。)
	(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が十ミリグラム以上のもの
	(3) 自重計(貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。)
	ロ 自動はかり
	ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅
	ニ 定量おもり及び定量増おもり
三	温度計のうち、次に掲げるもの(略)
四	皮革面積計
五	体積計のうち、次に掲げるもの
	イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
	(1) 水道メータのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
	(2) 温水メータのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
	(3) 燃料油メータ(揮発油、灯油、軽油又は重油(以下「燃料油」という。)の体積の計量に使用する積算体積計をいう。)のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの(五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。)
	(4) 液化石油ガスメータのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
	(5) ガスメータのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの(実測湿式ガスメータを除く。)
	(6) 排ガス積算体積計
	(7) 排水積算体積計
	ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
六	流速計のうち、次に掲げるもの(略)
七	密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの(略)
八	アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの(略)
九	流量計のうち、次に掲げるもの(略)
十	積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
十一	最大需要電力計
十二	電力量計
十三	無効電力量計
十四	照度計
十五	騒音計
十六	振動レベル計
十七	濃度計のうち、次に掲げるもの(略)
十八	浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの(略)

注) 網掛けは燃料等使用量の計測に関連が深いと考えられる計量器

## エ 特例措置

### (7) 実測による場合の特例措置

#### a 特定計量器等の取扱い

第2計画期間以降（2015年度以降）の燃料等使用量の把握は、特定計量器等での実測に限り認めるものとする。

保守的な算定の適用範囲の排出活動に係る燃料等使用量について、やむを得ず、特定計量器等でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとする（p.73参照）。ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない（表2-10参照）。なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動等に係る燃料等使用量について、特定計量器等でない計量器で実測することは認められない。

なお、計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計）の場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

表 2-10 第4計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となった場合の例

<u>2025</u>	<u>2026</u>	<u>2027</u>	<u>2028</u>	<u>2029</u>
—	指定	指定	指定	特定
削減義務開始年度の前年度（ <u>2028</u> 年度末）までは、特定計量器等でない計量器での実測が可能（保守的な算定の適用範囲に限る。） ※ 特定計量器等でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。				削減義務期間（ <u>2029</u> 年度）からは、特定計量器等での実測又は保守的な算定

～燃料等使用量を実測により把握する場合の例～

燃料等使用量の実測による把握・算定の方法は、次の表のとおり、①対象とする排出活動等が保守的な算定の適用範囲（p. 73 参照）か、②当該事業所が削減義務開始前の事業所かによって異なる。

	保守的な算定の適用範囲	保守的な算定の適用範囲外
削減義務開始前の事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計量器等でない計量器での実測も可</li> <li>・ 保守的な算定は不要</li> </ul>	特定計量器等での実測のみ可 （特定計量器等でない計量器での実測は不可）
特定地球温暖化対策事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計量器等でない計量器での実測も可</li> <li>・ 保守的な算定が必要</li> </ul>	

【事例】

事例	把握方法	備考
① 削減義務開始前の事業所において、住宅用途への供給分（第2部第2章1（4）ア）を実測により把握し算定から除外する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計量器等でない計量器での実測も可</li> <li>・ 保守的な算定は不要</li> </ul>	保守的な算定の適用範囲
② 特定地球温暖化対策事業所において、事業所外で利用される移動体への供給分（第2部第2章1（4）ア）を実測により把握し算定から除外する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計量器等でない計量器での実測も可</li> <li>・ 保守的な算定が必要</li> </ul>	

## b 保守的な算定方法

保守的な算定とは、本来特定計量器等で実測すべき燃料等使用量を、特定計量器等でない計量器で実測する場合に、実測した燃料等使用量に 1.05 又は 0.95 を乗じて算定した値を、当該燃料等使用量とする方法である。事業所の排出量として算定すべき排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量及び再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱であって環境価値を保有していないなど）の場合は、実測した燃料等使用量に 1.05 を乗じて算定する。事業所の排出量から除外すべき排出量（住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）及び再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量は、実測した燃料等使用量に 0.95 を乗じて算定する。なお、途中計算での端数処理は行わず、当該事業所の合計の排出量の小数第一位を切捨てて処理するものとする（第 4 章 2（1）参照）。

### <算定例 1>

事業所で使用している電気使用量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が 120,000kWh である場合、

$120,000 \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$  を当該事業所の燃料等使用量とする。

### <算定例 2>

事業所で一括受電した電気の一部を住宅用途の建物へ供給しているときの住宅用途への電力供給量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が 6,800kWh である場合、

$6,800 \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$  を当該事業所の燃料等使用量から除外する。

## c 保守的な算定の適用範囲

特定計量器等でない計量器で実測している場合に、保守的な算定を適用するものは、燃料の使用並びに他人から供給された電気及び熱の使用の「算定対象となる排出活動等（第 2 章 1（3）ア、イ）」及び住宅用途への供給など「算定対象から除く排出活動（第 2 章 1（4）ア）」である。

一方で、工事のための燃料等の使用など「算定対象から除くことができる排出活動（第 2 章 1（4）イ）」は、特定計量器等での実測に限る。保守的な算定の適用範囲の例を表 2-11 に示す。

表 2-11 保守的な算定の適用範囲の例

適用有無	対象の例	備考
適用有り (特定計量器等でない計量器で実測している場合、保守的な算定を適用するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「算定対象となる排出活動等 (第2章1 (3) ア)」</li> <li>・ 直接排出 (燃料の使用)</li> <li>・ 間接排出 (他人から供給された電気及び熱の使用)</li> <li>■ 「算定対象となる排出活動 (第2章1 (3) イ (ア))」</li> <li>・ <u>再生可能エネルギー変換して得られる電気及び熱の使用</u></li> <li>■ 「算定対象から除く排出活動 (第2章1 (4))」</li> <li>・ 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動</li> <li>・ 住宅用途への供給</li> <li>・ 他事業所への熱又は電気の供給</li> <li>・ 事業所外で利用される移動体への供給</li> </ul>	特定計量器等でない計量器で実測している場合は、実測値に 1.05 又は 0.95 を乗じる。
適用無し (特定計量器等での実測に限るもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「算定対象から除くことができる排出活動 (第2章1 (4) イ)」</li> <li>・ 工事のための燃料等の使用</li> </ul>	特定計量器等でない計量器で実測している場合は、保守的な算定を適用できず、算定対象から除外することはできない。

～計量法と計量法施行令に基づく計量器の検査～

取引若しくは証明における計量又は消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして「特定計量器」が計量法により定められている。

取引・証明に使用される「特定計量器」は、その構造・性能等が法令で定める基準に適合しているという「検定証印」又は「基準適合証印」（以下「検定証印等」という。）が必要である。

**【定期検査】**

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、都等の検査機関が行う定期検査を受けなければならない。なお、はかりなどが定期検査の対象となるが、はかりの場合、定期検査は2年に1回行うこととされている。

**【有効期間】**

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印等の有効期間は、その政令で定める期間（表 2-12）とし、その満了の年月が検定証印等に表示されている。

表 2-12 特定計量器の有効期間

特定計量器（抜粋）	有効期間
水道メータ	8年
温水メータ	8年
燃料油メータ	7年（一部5年）
液化石油ガスメーター	4年
ガスメーター	10年（一部7年）
積算熱量計	8年
最大需要電力計	7年（一部5年）
普通電力量計（定格電圧300v以下）	10年（一部5年）
普通電力量計（上記以外のもの）	5年
無効電力量計	7年（一部5年）

(3) 燃料等使用量の単位換算

ア 都市ガス

都市ガスは気体燃料であるため、同じ体積量でも圧力及び温度の条件によって絶対量に変化する。このため、測定の際の圧力及び温度を把握し、一定の条件にそろえるため標準状態へ換算する必要がある (第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ換算する必要がある。)

都内のガス事業者により測定されているガス使用量（購買伝票等に記された使用体積量）は、メータにより圧力補正がされている場合（中間圧以上の供給）とされていない場合（低圧の供給）との大きく2種類に分けられる。この、圧力補正の有無については、ガス事業者の供給約款又は次の表に従ったメータの型番による識別により把握され、適切に換算されているか確認する。

表 2-13 都市ガスメーター型番の例

メータの圧力補正	供給圧力	メータの型番の例
圧力補正なし	低圧用	頭文字が「N」（又は「R」「D」）
圧力補正あり	中間圧以上用	頭文字が「R」又は「D」

- ※1 メータの型番の頭文字が「R」又は「D」のものは、一般的に中間圧以上用に用いられるが、低圧用にも使うことがあるので、購買伝票等により、よく確認すること。
- ※2 圧力補正あり（中間圧以上用）のメータの型番は、中間に「M」（例：RMA等）が入ることが多く、目安にできる。ただし、全てではないため、必ず購買伝票等で確認すること。

基準排出量の算定報告様式（エクセル）においては、「購買伝票等に記された使用体積」（実測）を入力し、「圧力補正の有無」をプルダウン上で選択することで、自動的に標準状態へ換算される。

参考までに、次に標準状態換算の算定式を記載する。

低 圧 用	$\begin{aligned} & \text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] \\ &= \frac{101.325[\text{kPa}] + 2[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[^\circ\text{C}]} \\ & \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3] \end{aligned}$
中 間 圧 以 上 用	$\begin{aligned} & \text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] \\ &= \frac{101.325[\text{kPa}] + 0.981[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[^\circ\text{C}]} \\ & \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3] \end{aligned}$

※本制度では、ガス使用状態の温度を15℃、低圧の供給圧力を2kPa、中間圧以上の供給圧力（圧力補正後）を0.981kPaとみなす。

## イ LPG

LPG の使用量を気体の体積で実測している場合には、産気率で除することで重量単位の使用量に適切に換算されているか確認する。

算定報告様式（エクセル）においては、購買伝票等に記された単位（重量単位又は体積単位）をプルダウン上で選択し、購買伝票等に記された使用量を入力することで、自動的に適切な値に換算される。

参考までに次に、産気率について記載する。

<LPG の基準産気率（東京都）>  
4.82 [m<sup>3</sup>/10kg]

### ～基準産気率とは～

基準産気率とは LPG10kg を完全気化させガスメーターを通過させた時の通過量を [m<sup>3</sup>] で表すものである。なお、基準産気率は LPG ボンベの周囲の気温で変化する事から、全国を4つの区分に分けそれぞれの地域ごとに数値を決めている。

また、この基準産気率は高圧ガス保安協会が全国で販売されている JIS 規格 1 種 1 号（民生用 LPG）の代表的な性状のものをサンプルし、実際に気化実験を行って求め、最終的に閣議決定されたものである。この値は公的なものであり軒先在庫の租税公課の計算値にも使用されている。

## ウ 石炭

石炭の燃料等使用量については、使用した量が算定報告書様式に正確に入力されているか確認する。

この際、湿重量で重量を把握している場合においても、含水率を考慮して乾重量に換算する必要はない。

## エ 他人から供給された熱

蒸気使用量が還流水重量[t]で購入伝票等に記載されている場合には、熱供給事業者に熱量（GJ 単位）換算した使用量を問い合わせ、熱量換算した使用量が算定報告様式に入力されているか確認する。

なお、参考として還流水重量[t]を熱量に換算する算定式を次に示す。

$$\text{使用熱量[GJ]} = \left( h_{\text{蒸気}} [\text{GJ/kg}] - h_{\text{還流水}} [\text{GJ/kg}] \right) \times \text{還流水量[kg]}$$

$$h_{\text{蒸気}} = h' [\text{GJ/kg}] + X \times (h'' [\text{GJ/kg}] - h' [\text{GJ/kg}])$$

$$\left. \begin{array}{l} h' : \text{飽和水の比エンタルピー（蒸気の「温度」及び「圧力」を把握し、飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る）} \\ h'' : \text{飽和蒸気の比エンタルピー（同様に飽和蒸気の比エンタルピーを蒸気表から読み取る）} \\ X : \text{蒸気の乾き度} \end{array} \right\}$$

※  $h_{\text{還流水}}$ については、還流水の温度を把握し、101.325kPa（1atm）の飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。

## オ 都市ガス・LPG 以外の気体燃料

都市ガス・LPG 以外の気体燃料（天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス又は転炉ガス）の使用量を体積で把握している場合には、次の式のように、標準状態換算した値を算定報告様式に入力する。ただし、第4計画期間は、基準年度の排出量算定においてのみ換算を行うものとする。

検証の際には、標準状態換算されているかに関連する記録等により確認する。

$$\text{使用量(標準状態)} [\text{Nm}^3] = \frac{\text{気体燃料圧力[kPa]}}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + \text{気体燃料温度}[\text{°C}]} \times \text{使用量(実測)} [\text{m}^3]$$

### 3 検証のポイント

検証の際には、検証先の事業者を表 2-14 検証の際の確認資料の例に例示してあるような書類の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。なお、購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写でもよい。

表 2-14 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
算定体制の整備	データ採取、集計、報告等は明確にルール化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定責任者、担当者の名刺</li> <li>社内組織図</li> </ul>
	担当者等はルールを遵守しているか。	
	データは算定体制どおりに集計報告されているか。	
燃料等使用量の把握	把握した燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等(実測の場合はデータ)が取得されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>購買伝票等</li> <li>実測結果(管理月報等)</li> </ul>
	把握方法は、購買伝票等を優先して選択しているか。	—
	購買伝票等による場合、購買伝票等に漏れはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>購買伝票等</li> <li>月報等の社内資料との整合確認</li> </ul>
	実測に基づく場合、取引又は証明に使用可能な計量器が使用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量器検査成績表</li> <li>検定証印</li> </ul>
	都市ガスの圧力補正の有無は適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーターの目視、情報通信技術(ICT)を活用し、写真や動画等を用いた確認又は供給約款</li> </ul>
	LPGの単位は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>購買伝票等</li> </ul>
	その他燃料の単位換算は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(各種算定資料)</li> </ul>

## 第4章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

### 1 考え方

#### (1) 基本算定式

特定温室効果ガス排出量は、次の式を用いて算出した排出量の合計値とする。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×単位発熱量×排出係数×44/12<sup>※</sup>

＜間接排出（電気及び熱）＞

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×排出係数

＜再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用＞

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×排出係数

※ 燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

※ 第4計画期間の都市ガスの特定温室効果ガスの「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定する。

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量×単位発熱量×原油換算係数

＜間接排出（電気及び熱）＞

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量×一次エネルギー換算係数×原油換算係数

＜再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用＞

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量<sup>※</sup>×一次エネルギー換算係数×原油換算係数

※ 事業所範囲内から供給される再生可能エネルギー電気・熱の量は燃料等使用量に含めない。

(2) 単位発熱量・排出係数（直接排出）

ア 固体・液体・気体燃料（都市ガスを除く。）

各燃料の単位発熱量及び排出係数は、表 2-15 及び表 2-16 に示す標準値を用いる。なお、第1計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第1計画期間の排出係数を用い、第2計画期間及び第3計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第3計画期間の排出係数（第2計画期間と同値）を用いる。同表に記載のない燃料については、供給事業者が個別に証明する発熱量と排出係数を用いる。

第4計画期間については、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には、第3計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いるものとし、特定温室効果ガスの「年度排出量」の算定には、第4計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いる。

また、温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、同表に示す単位発熱量又は排出係数に相当する値として都が適切と認めるものを求めることができるときは、同表に示す値に代えて当該実測等に基づく値を用いることができる。

表 2-15 燃料の単位発熱量

燃料の種類	第1計画期間～第3計画期間		第4計画期間		
	単位	単位発熱量	単位	単位発熱量	
原油	kL	38.2 [GJ/kL]	kL	38.3 [GJ/kL]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	35.3 [GJ/kL]	kL	34.8 [GJ/kL]	
揮発油 (ガソリン)	kL	34.6 [GJ/kL]	kL	33.4 [GJ/kL]	
ナフサ	kL	33.6 [GJ/kL]	kL	33.3 [GJ/kL]	
灯油	kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.5 [GJ/kL]	
軽油	kL	37.7 [GJ/kL]	kL	38.0 [GJ/kL]	
A重油	kL	39.1 [GJ/kL]	kL	38.9 [GJ/kL]	
B・C重油	kL	41.9 [GJ/kL]	kL	41.8 [GJ/kL]	
潤滑油※	kL	/	kL	40.2 [GJ/kL]	
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	t	40.0 [GJ/t]	
石油コークス、FCCコークス	t	29.9 [GJ/t]	t	34.1 [GJ/t]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8 [GJ/t]	t	50.1 [GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	44.9 [GJ/千Nm3]	千m3	46.1 [GJ/千m3]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.6 [GJ/t]	t	54.7 [GJ/t]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千Nm3	43.5 [GJ/千Nm3]	千m3	38.4 [GJ/千m3]
石炭	原料炭	t	29 [GJ/t]	t	/
	輸入原料炭	t	/	t	28.7 [GJ/t]
	コークス用原料炭	t	/	t	28.9 [GJ/t]
	吹込用原料炭	t	/	t	28.3 [GJ/t]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	t	/
	輸入一般炭	t	/	t	26.1 [GJ/t]
	国産一般炭	t	/	t	24.2 [GJ/t]
輸入無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	t	27.8 [GJ/t]	
石炭コークス	t	29.4 [GJ/t]	t	29 [GJ/t]	
コールタール	t	37.3 [GJ/t]	t	37.3 [GJ/t]	
コークス炉ガス	千Nm3	21.1 [GJ/千Nm3]	千m3	18.4 [GJ/千m3]	
高炉ガス		千Nm3	3.41 [GJ/千Nm3]	千m3	3.23 [GJ/千m3]
	発電用高炉ガス	千Nm3	/	千m3	3.45 [GJ/千m3]
転炉ガス	千Nm3	8.41 [GJ/千Nm3]	千m3	7.53 [GJ/千m3]	
ジェット燃料油	kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.3 [GJ/kL]	

※ 潤滑油（他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。）については、第3計画期間の単位発熱量が存在しないため、基準排出量算定で当該燃料種の排出量を算定する際は、第4計画期間の単位発熱量を用いること。

表 2-16 燃料の排出係数

燃料の種類	第1計画期間～第3計画期間				第4計画期間		
	単位	排出係数			単位	排出係数	
		第1計画期間	第2・3計画期間				
原油	kL	0.0187	0.0187	[t-C/GJ]	kL	0.0190 [t-C/GJ]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	0.0184	0.0184	[t-C/GJ]	kL	0.0183 [t-C/GJ]	
揮発油 (ガソリン)	kL	0.0183	0.0183	[t-C/GJ]	kL	0.0187 [t-C/GJ]	
ナフサ	kL	0.0182	0.0182	[t-C/GJ]	kL	0.0186 [t-C/GJ]	
灯油	kL	0.0185	0.0185	[t-C/GJ]	kL	0.0187 [t-C/GJ]	
軽油	kL	0.0187	0.0187	[t-C/GJ]	kL	0.0188 [t-C/GJ]	
A重油	kL	0.0189	0.0189	[t-C/GJ]	kL	0.0193 [t-C/GJ]	
B・C重油	kL	0.0195	0.0195	[t-C/GJ]	kL	0.0202 [t-C/GJ]	
潤滑油*	kL			[t-C/GJ]	kL	0.0199 [t-C/GJ]	
石油アスファルト	t	0.0208	0.0208	[t-C/GJ]	t	0.0204 [t-C/GJ]	
石油コークス、FCCコークス	t	0.0254	0.0254	[t-C/GJ]	t	0.0245 [t-C/GJ]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	0.0163	0.0161	[t-C/GJ]	t	0.0163 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	0.0142	0.0142	[t-C/GJ]	千m3	0.0144 [t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	0.0135	0.0135	[t-C/GJ]	t	0.0139 [t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm3	0.0139	0.0139	[t-C/GJ]	千m3	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	0.0245	0.0245	[t-C/GJ]	t	
	輸入原料炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0246 [t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0245 [t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0251 [t-C/GJ]
	一般炭	t	0.0247	0.0247	[t-C/GJ]	t	
	輸入一般炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0243 [t-C/GJ]
	国産一般炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0242 [t-C/GJ]
輸入無煙炭	t	0.0255	0.0255	[t-C/GJ]	t	0.0259 [t-C/GJ]	
石炭コークス	t	0.0294	0.0294	[t-C/GJ]	t	0.0299 [t-C/GJ]	
コールタール	t	0.0209	0.0209	[t-C/GJ]	t	0.0209 [t-C/GJ]	
コークス炉ガス	千Nm3	0.011	0.011	[t-C/GJ]	千m3	0.0109 [t-C/GJ]	
高炉ガス		千Nm3	0.0266	0.0263	[t-C/GJ]	千m3	0.0264 [t-C/GJ]
	発電用高炉ガス	千Nm3			[t-C/GJ]	千m3	0.0264 [t-C/GJ]
転炉ガス	千Nm3	0.0384	0.0384	[t-C/GJ]	千m3	0.042 [t-C/GJ]	
ジェット燃料油	kL	0.0183	0.0183	[t-C/GJ]	kL	0.0186 [t-C/GJ]	

※ 潤滑油（他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。）については、第3計画期間の排出係数が存在しないため、基準排出量算定で当該燃料種の排出量を算定する際は、第4計画期間の排出係数を用いること。

## イ 都市ガス

都市ガスは、対象年度における都市ガス事業者の単位発熱量及び排出係数を用いて、原油換算エネルギー使用量と特定温室効果ガスを算定する。

第1計画期間から第3計画期間で使用する単位発熱量及び排出係数は、表 2-17 及び表 2-18 に示す単位発熱量と排出係数を用いる。

第4計画期間については、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には、第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、原油換算エネルギー使用量の算定で使用する単位発熱量には、「40 GJ/千 m<sup>3</sup>」（都市ガス事業者の標準環境状態（温度が 25 度で圧力が一バールの状態に換算した状態）における単位発熱量の数値（GJ/千 m<sup>3</sup>）が把握できる場合はその数値）を用いる。

第4計画期間中の特定温室効果ガスの「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定するものとし、表 2-19 に示す排出係数を用いる。

表 2-17 第1計画期間から第3計画期間の東京都内の都市ガス事業者の単位発熱量  
(GJ/千 Nm<sup>3</sup>)

事業者名	ガスグループ	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19～H27 2007～2016	H28～ 2016～						
東京ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45						
					45									
青梅ガス	6A	29.30235	29.30235	—	—	—	—	—						
	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	43.12	43.12	43.12						
43.12	45													
武陽ガス	6A	29.30235	29.30235	29.30235	29.30235	—	—	—						
	13A								62.79075	62.79075	62.79075	45	45	45
									46.04655	46.04655	46.04655			
昭島ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45						

※ 「青梅ガス」の「都市ガス 13A」における、2016年度の単位発熱量について、2016年10月までの値は43.12、2016年11月以降の値は45を用いるものとする。

表 2-18 第1計画期間から第3計画期間の都市ガスの排出係数 (t-C/GJ)

燃料の種類	第1計画期間～第3計画期間		
	単位	排出係数	
		第1計画期間	第2計画期間・第3計画期間
都市ガス	千 Nm <sup>3</sup>	0.0138	0.0136

表 2-19 第4計画期間の都市ガスの排出係数 (t-CO<sub>2</sub>/千 m<sup>3</sup>)

燃料の種類	第4計画期間		
	単位	排出係数	
		代替値	
都市ガス	千 m <sup>3</sup>	対象年度の都市ガス事業者の数値 <sup>※1</sup>	2.05 <sup>※2</sup>

※1：対象年度の都市ガス事業者の排出係数は、国が公表する事業者全体の調整後排出係数（ただし、国が公表しない場合、東京都が公表する数値又は都市ガス事業者が周知する知事の認定を受けた数値）を用いるものとする。排出係数がメニュー又は残差のみが公表されている場合は残差の数値を用いる。把握できない場合に、事業所で算定した数値を使用することができる。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

※2：対象年度の都市ガス事業者の排出係数が使用できない場合は代替値（2.05 t-CO<sub>2</sub>/千 m<sup>3</sup>）を用いる。

### (3) 排出係数（間接排出）

#### ア 他人から供給された電気

他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出数は、削減計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の間、固定するものとし、電気事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。なお、各計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

＜他人から供給された電気の排出係数（第1計画期間から第3計画期間）＞	
第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.382 [t-CO <sub>2</sub> /千 kWh]	0.489 [t-CO <sub>2</sub> /千 kWh]

※東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された都内に電気を供給する一般電気事業者及び新電力の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は、2005 から 2007 年度までの3か年度平均値、第2計画期間の排出係数は、2011 及び 2012 年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014 年度から 2016 年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きな離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

第4計画期間の他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には第3計画期間の排出係数を用いるものとし、「年度排出量」の算定には、事業所で契約する電気事業者等ごとの排出係数を用いる。

＜他人から供給された電気の排出係数（第4計画期間）＞

基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
0.489 [t-CO <sub>2</sub> /千 kWh]	対象年度の電気事業者等ごとの数値*

※ 対象年度の電気事業者等ごとの排出係数（電気事業者等の全体の排出係数及びメニュー別排出係数）は、東京都が別に公表する数値又は電気事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。なお、メニュー別排出係数は、再生可能エネルギーの利用や再生可能エネルギー由来のクレジット又は証書により、電気等の使用に伴う二酸化炭素排出量を低減した排出係数を対象とし、残差などの他のメニュー別排出係数は除く。

※ 上記で把握できない場合に、事業所が「(5)発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定」に準じて算定した数値を使用することができる。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

※ 対象年度の電気事業者等ごとの排出係数が把握できない場合は、基準排出量の算定用の排出係数を代替値として用いる。ただし、当該代替値よりも実排出係数の数値が大きいこと等を理由に、実排出係数を故意に算定しないなど、代替値を用いることが適切でない場合は、東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された、都内に電気を供給する小売電気事業者及び一般送配電事業者の実績値の最大値を代替値として用いる。

## イ 他人から供給された熱

他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、削減計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、各計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

＜他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の排出係数＞

第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.052 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]	0.060 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]

※ 地球温暖化対策計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は2006年度の上位30%値で設定した。

東京都エネルギー有効利用計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第2計画期間の排出係数は2011及び2012年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014年度から2016年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きな離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

第4計画期間の他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には第3計画期間の排出係数を用いるものとし、「年度排出量」の算定には、産業用蒸気は固定係数とし、それ以外の熱については事業所で契約する熱供給事業者等ごとの排出係数を用いる。

＜他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の排出係数（第4計画期間）＞	
基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
0.060 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]	<u>対象年度の熱供給事業者等ごとの数値*</u>
＜産業用蒸気の排出係数（第4計画期間）＞	
基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
0.060 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]	0.0654 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]

※ 対象年度の熱供給事業者等ごとの排出係数（熱供給事業者等の全体の排出係数及びメニュー別排出係数）は、東京都が別に公表する数値又は熱供給事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。

※ 上記で把握できない場合に、事業所が「(5)発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定」に準じて算定した数値を使用することができる。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

※ 対象年度の熱供給事業者等ごとの排出係数が把握できない場合は、基準排出量の算定用の排出係数を代替値として用いる。

清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については排出量算定の対象外となる。

～排出量算定に使用する排出係数の把握方法～

第4計画期間からは、大規模事業所の再生可能エネルギー利用を促進するため、排出量算定にあたって、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う排出量と当該事業所での都市ガスの使用に伴う排出量については、当該事業所が契約する電気供給事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者等）、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者の排出係数を用いて算定する。

すでに都が実施している「東京都エネルギー環境計画書制度」の対象事業者である、都内に電気を供給する小売電気事業者の排出係数については、「東京都エネルギー環境計画書制度」にて排出係数を把握し、都が公表している。それ以外については、東京都地球温暖化対策告示（平成21年東京都告示第1236号）の第2条第1項から第3項に基づき、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量と当該事業所での都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に使用する電気供給事業者（東京都エネルギー環境計画書制度対象事業者は除く）、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者（国へ排出係数を報告する事業者は除く）の排出係数を報告する制度を設け、報告を受けた排出係数を公表している。

大規模事業者は、電気、熱、都市ガスの排出係数を以下に示す方法で確認し、排出量を算定する。

燃料種等	排出係数把握方法		
	公表値	報告書兼同意書	自己算定※
電気	毎年度、都のホームページ上に公表される年度排出量算定に使用できる排出係数を確認する。	供給事業者から提示された、電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組みで報告された「排出係数等報告書兼同意書」（都により排出係数適合の確認されたもの）の写しを確認する。同写しを確認できない場合は、基本、代替値を使用するが、自己算定を拒むものではない。	公表値及び申請書で排出係数が確認できない場合であって、供給事業者から提供されたデータや事業所内データ等を用いて、事業所自らが排出係数を算定する（自己託送や外部供給に関する排出量算定に使用する排出係数等を想定）。
熱			
都市ガス	国の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で公表される排出係数を確認する。		

※ 算定方法の妥当性については、検証対象となる。

(4) 排出係数（再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用）

再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の排出係数は、第4計画期間から、再生可能エネルギーの種類によらず一律に、「0」を用いる。ただし、環境価値を保有していない再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の排出係数は、東京都が公表する東京都内に供給される電気又は熱の排出係数の平均値（以下、都内平均排出係数という。）を用いる。

＜都内平均排出係数＞	
電気	熱
東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された都内に電気を供給する小売電気事業者及び一般送配電事業者の実績値を基に設定	地域における脱炭素化に関する計画制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に設定

(5) 発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定

ア 算定方法

発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給（以下「事業所外供給」という。）する場合については、制度対象者自身が発電した電気又は発生させた熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、事業所外供給の量に乗じたものを事業所外供給に関する排出量とし、この量を特定温室効果ガス排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

なお、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることができないので、この算定は適用しない。

$$\text{事業所外供給に関する排出量}[\text{t-CO}_2] = \text{電気供給量又は熱供給量}[\text{千 kWh, GJ}] \times \text{単位供給量当たりの排出係数}[\text{t-CO}_2/\text{千 kWh, t-CO}_2/\text{GJ}]$$

イ 事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

次の式に従って、事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

なお、第4計画期間から、単位供給量当たりの排出係数を作成する際に使用する単位発熱量及び排出係数は、特定温室効果ガスの基準年度の排出量の算定には第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、特定温室効果ガスの年度排出量の算定には第4計画期間の単位発熱量と排出係数を用いる。

<電気>

単位電気供給量当たりの排出量[t-CO<sub>2</sub>/千kWh]

$$= \frac{A \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/kL, GJ/m}^3, \text{GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数[t-C/G]} \times \frac{44}{12}}{\text{当該設備で発電した電気量[千kWh]}}$$

A：発電のために投入した燃料使用量[t, kL, m<sup>3</sup>又はNm<sup>3</sup>]

<熱>

単位熱供給量当たりの排出量[t-CO<sub>2</sub>/GJ]

$$= \frac{B \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/kL, GJ/m}^3, \text{GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数[t-C/G]} \times \frac{44}{12} + C \times \text{排出係数[t-CO}_2\text{/千kWh]}}{\text{当該設備で発生させた熱の量[GJ]}}$$

B：熱の発生のために投入した燃料使用量[t, kL, m<sup>3</sup>又はNm<sup>3</sup>]

C：当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量[千kWh]

～他人から供給された電気が含まれている場合の例～

発電した電気と他人から供給された電気を合わせて事業所外へ供給する場合、以下の方法で事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を算定する。

**ステップ 1：各電力源の CO<sub>2</sub> 排出量を算出**

- ・ 発電した電気の CO<sub>2</sub> 排出量 = 発電した電気量 × 発電した電気の排出係数<sup>※1</sup>
- ・ 他人から供給された電気の CO<sub>2</sub> 排出量 = 他人から供給された電気量 × 契約電力の排出係数<sup>※2</sup>

※1：「(5) イ事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成」に示す方法で算定した排出係数を使用

※2：「(3) ア 他人から供給された電気」に示す排出係数を使用

**ステップ 2：全体の電気量と CO<sub>2</sub> 排出量を算出**

- ・ 全体の電気量 = 発電した電気量 + 他人から供給された電気量
- ・ 全体の CO<sub>2</sub> 排出量 = 発電した電気の CO<sub>2</sub> 排出量 + 他人から供給された電気の CO<sub>2</sub> 排出量

**ステップ 3：合わせた排出係数を算定**

- ・ 単位電気供給量当たりの排出量 [t-CO<sub>2</sub>/千 kWh ]  
= 全体の CO<sub>2</sub> 排出量 ÷ 全体の電気量

他人から供給された電気が複数の場合や再生可能エネルギーを変換して得られる電気が含まれる場合も、同様の方法で算定する。

### ウ コージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

コージェネレーションシステムにより製造した熱又は電気を事業所外供給している場合は、投入した燃料使用量から算定される排出量を熱と電気に案分し、熱と電気それぞれについて事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

熱と電気への案分の際に用いる熱電比率は、次の比率とする。

<コージェネレーションシステムにおける熱電比率>  
( $2.17 \times$  該当する設備の発電効率) : 該当する設備の排熱利用率

- ※1：発電効率は、高位発熱量基準（HHV）を用いる。
- ※2：発電効率算定の際の発電量は、補機使用分の電力を除いた値とする。補機使用分の電力は実測値を原則とするが、必要な項目を計測できない場合は、把握可能なデータを使用して、推定を行う。その場合、推定の算定式が合理的であることを、十分な根拠資料を用いて説明できることが必要である（例えば、ガスエンジンの運転時間や稼働率と循環ポンプ・冷却塔ファンなどの各補機の定格出力より補機使用分の電力を算定するなど）。以上の方法により補機使用分の電力を決定できない場合は、発電量の10%を補機使用分として発電量から差し引く。
- ※3：補機使用分の電力とは、コージェネレーションシステムの運転に必要な温水送出国ポンプ、冷却塔、冷却水循環ポンプ、冷却ファン等の動力に使用される電力を指す。
- ※4：発電効率及び排熱利用率算定の際の都市ガス使用量は、算定対象とするコージェネレーションシステムに供給した都市ガスの使用量であり、第3章2（3）アの方法により標準状態へ換算した量とする。ただし、第4計画期間は、基準年度の算定においてのみ換算した量を用いるものとする。
- ※5：都市ガスの熱量換算係数は、 $40[\text{GJ}/\text{千 m}^3]$ 又は $45[\text{GJ}/\text{千 Nm}^3]$ に代えて、使用する都市ガスの組成に応じて知事が適切と認める値を用いることができる（表 2-17 参照）。
- ※6：コージェネレーションシステムで発電した電力を事業所外供給しない場合は、特定温室効果ガスの年度排出量算定の際に使用する排出係数の算定においては、該当する設備の発電効率に乘じる係数は「1.90」を使用する。

<コージェネレーションシステムにおける単位供給量当たり排出係数の算定式>

$$\text{排出係数(電気)} = \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{2.17 \times A}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発電量}^{\ast}}$$

$$\text{排出係数(熱)} = \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{B}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発熱量}}$$

A: 該当する設備の発電効率  
B: 該当する設備の排熱利用率

- ※1：当該設備の全発電量は補機使用分の電力を除かない値とする。
- ※2：投入した燃料起因の全排出量の算定に使用する単位発熱量と排出係数は、特定温室効果ガスの基準年度の排出量の算定には第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、特定温室効果ガスの年度排出量の算定には第4計画期間の単位発熱量と排出係数を用

いる。  
 ※3：コージェネレーションシステムで発電した電力を事業所外供給しない場合は、特定温室効果ガスの年度排出量算定の際に使用する排出係数の算定においては、該当する設備の発電効率に乘じる係数は「1.90」を使用する。

## (6) 算定対象から除くその他の排出活動の排出量の算定

### ア 算定方法

事業所外供給を除く算定対象から除く排出活動の排出量を算定する場合については、排出活動に使用した電気、燃料又は熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、排出活動の量に乘じたものを排出量とし、この量を特定温室効果ガス排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

#### <電気・熱>

算定対象から除く排出活動の排出量[t-CO<sub>2</sub>] =  
算定対象から除く排出活動に使用された電気量又は熱量[千 kWh, GJ]  
× 単位供給量当たりの排出係数[t-CO<sub>2</sub>/千 kWh, t-CO<sub>2</sub>/GJ]

#### <燃料>

算定対象から除く排出活動の排出量[t-CO<sub>2</sub>] =  
算定対象から除く排出活動に使用された燃料使用量[kL, t, 千 m<sup>3</sup> 又は千 Nm<sup>3</sup>]  
× 単位発熱量[GJ/kL, t, 千 m<sup>3</sup> 又は千 Nm<sup>3</sup>] × 単位供給量当たりの排出係数[t-C/GJ]  
× 44/12

### イ 単位発熱量及び単位供給量当たり排出係数

算定対象から除く排出活動の排出量の算定に使用する排出係数は、原則、(2)又は(3)に示す単位発熱量及び排出係数を使用する。算定対象から除くその他の排出活動に使用する電気又は熱に、事業所で発電した電気や製造した熱が含まれている場合や複数の他人から供給された電気又は熱が含まれている場合については、排出係数を作成して、アの算定式に用いる。排出係数の算定方法は(5)に示す方法と同様とする。

(7) 原油換算エネルギー使用量の算定

原油換算エネルギー使用量については、化石燃料の場合は発熱量に換算した値、電気及び熱については一次エネルギー換算した値に、次に示す原油換算係数を乗じて算定する。

なお、単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は、原油換算エネルギー使用量を算定する年度の属する計画期間の値を用いる。

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

表 2-20 電気及び熱の一次エネルギー換算係数(第1計画期間から第3計画期間)

種類	区分	一次エネルギー換算係数	
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	昼間(8時～22時)	9.97 [GJ/千 kWh]
		夜間(22時～翌日8時)	9.28 [GJ/千 kWh]
		昼夜不明	9.76 [GJ/千 kWh]
	上記以外からの買電	9.76 [GJ/千 kWh]	
熱	産業用蒸気	1.02 [GJ/GJ]	
	産業用以外の蒸気	1.36 [GJ/GJ]	
	温水	1.36 [GJ/GJ]	
	冷水	1.36 [GJ/GJ]	

～ 昼間と夜間の電気使用量の確認方法 ～

昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日8時）との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合があります。

高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を昼間の使用量とし、「全使用電力量－力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として求めることができます。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、原則として、昼夜不明としてください。ただし、供給事業者により、請求書等に記載された使用量が、休日等を含む全ての日における昼間（8時～22時）又は夜間（22時～翌日8時）の使用量であることが証明された場合には、それを本制度上の「昼間」又は「夜間」の使用量とすることができます。供給事業者によっては、請求書等に記載された「昼間電力使用量」に、日曜日や祝日等の昼間時間の使用量が含まれていないことがありますので、御注意ください。

表 2-21 電気及び熱の一次エネルギー換算係数(第4計画期間)

種類	区分	一次エネルギー換算係数
電気	<u>一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電</u>	<u>8.64</u> [GJ/千 kWh]
熱	<u>産業用蒸気</u>	<u>1.17</u> [GJ/GJ]
	<u>産業用以外の蒸気</u>	<u>1.19</u> [GJ/GJ]
	<u>温水</u>	<u>1.19</u> [GJ/GJ]
	<u>冷水</u>	<u>1.19</u> [GJ/GJ]

## 2 具体的な方法

### (1) 算定報告様式の仕組みについて

温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定は、一部を除いて、算定報告様式（エクセル）においては、把握した燃料等使用量及び排出係数の入力、排出活動の選択、単位の選択などを適切に実施することで、自動的に計算される。

温室効果ガス排出量、原油換算エネルギー使用量ともに、途中段階では端数処理は行わず、事業所全体の合計値を算出した後、小数第一位を切り捨て処理し、整数値とする。

## (2) 算定報告様式への記載事項

### ア 燃料等使用量の入力

燃料等使用量については、購買伝票等に記されたものと同じ値を入力することを基本とするが、同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、燃料等使用量監視点との対応を明記した上で、同一燃料使用量を合計した値を入力できるものとする。このときも、購買伝票等に記されたものを合計した値をそのまま入力するものとし、四捨五入等の処理は行わない。実測の場合は、計測の方法で担保される有効桁数を考慮して入力する。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数3桁として入力する。入力した値が「購買伝票等に記されたものと同じ値」であるか、「自ら計測した値」であるかについては、該当するプルダウン部分から選択する。

算定報告様式に記入された値が上記の方法に従っているか確認する。

### イ 排出係数の入力

排出係数については、1 (2) (3) (4) に示す値を入力する。

### ウ 独自に算定が必要なデータ

次の項目については、1に示したルールに従って適切に算定し、算定報告様式に記入する必要がある。これらについては、算定報告様式とは別に、算定プロセスを取りまとめた資料により、適切に算定されているか確認する。

- LPG 及び都市ガス以外の単位換算後の燃料等使用量
- 事業所外供給に関する排出係数
- コージェネレーションシステムにより製造した事業所外供給用の電気及び熱の排出係数

### 3 検証のポイント

検証の際には、検証先の事業者を表 2-22 に例示してあるような書類の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。これらの書類は、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。なお、燃料等使用量に関する算定報告書様式への記入結果と購買伝票等との突合の手順については、第 1 部第 2 章及び第 3 章を参照すること。

表 2-22 検証の際の確認書類の例

項目	検証事項	確認する書類
量との整合	把握した燃料等使用量は、様式に記入された値と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等</li> <li>• 実測結果（管理月報等）</li> <li>• 算定様式</li> </ul>
	把握した排出活動と燃料等の種類は、様式に記入された内容と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等</li> <li>• 実測結果（管理月報等）</li> <li>• 算定様式</li> </ul>
排出係数・発熱量・原油換算係数の設定	発熱量は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等又は供給会社の成分分析表</li> <li>• 算定様式</li> </ul>
	<u>排出係数は適切に選択されているか。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>購買伝票等又は供給会社の成分分析表</u></li> <li>• <u>算定様式</u></li> <li>• <u>電気・熱の発電・製造設備を示す資料</u></li> <li>• <u>電気・熱の供給事業者を示す資料</u></li> <li>• <u>電力・熱のメニューを示す資料</u></li> <li>• <u>東京都が公表する数値</u></li> </ul>
	標準値のない燃料の発熱量及び排出係数は、燃料供給者の証明する資料に基づいているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 燃料供給者の排出係数を証明する書類</li> </ul>
	事業所外供給量の算定における排出係数の算定は適切にされているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発電量又は熱量を示す書類</li> </ul>
	コージェネレーションシステムの排熱利用率及び発電効率は適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コージェネレーションシステムの仕様書</li> <li>• コージェネレーションシステムの運転実績など</li> </ul>

## 第5章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法

本章では、規則別表第1及び同表備考の2に規定する知事が別に定める方法（同表に掲げる算定方法に代えて用いることができる方法）等を定める。

### 1 環境価値を有する再生可能エネルギーの取扱い

#### (1) 事業所等で再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の自家消費した場合の取扱い

事業所内に設置された再生可能エネルギーにより発電した電気又は製造した熱を、自家消費している場合（電気については、当該使用した電気の量について再エネクレジット（条例第5条の11第1項第2号エに規定する環境価値換算量をいう。以下同じ。）として評価しないときに限る。）は、再生可能エネルギーの種類によらず特定温室効果ガス排出量の算定に含めないものとする（排出係数「0」として取り扱う）。なお、第3計画期間まで実施していた、自家消費した電力量に応じて算定できる特定温室効果ガスの削減量の仕組みは、第4計画期間からは廃止する。

#### (2) 事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の取扱い

オフサイト型PPA又は自己託送等で、事業所外に設置された再生可能エネルギーにより発電した電気又は製造した熱を供給され、当該事業所で使用した場合は、特定温室効果ガス排出量の算定に含めないものとする（排出係数「0」として取り扱う）。

オフサイト型PPAのうち、仮想電力購入契約（バーチャルPPA）により環境価値を取引した場合、当該事業所で使用した他人から供給された電気の排出量から、環境価値量に応じた電気の排出量を控除するものとする。

$$\text{特定温室効果ガス控除量[t-CO}_2\text{]} = \text{仮想電力購入契約で取引した環境価値量[千kWh]} \times \text{電気の排出係数}^*$$

※電気の排出係数は第4章1(3)アに準ずる。

### 2 環境価値を移転した再生可能エネルギーの取扱い

#### (1) 事業所等で再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の自家消費分の環境価値を移転した場合の取扱い

太陽光発電施設等で自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人へ移転した場合には再生可能エネルギーとしての価値のない電気を使用

していることとなるため、当該電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は他人からの買電と同等に評価する。また、太陽熱利用施設等で自ら発生させ、使用している熱の環境価値を他人へ移転した場合も同様である。

再生可能エネルギーにより発電した電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）の環境価値を証書化又は再エネクレジット化している場合には、当該再生可能エネルギー電気を自家消費した量のうち証書化又はクレジット化した量を、環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

$$\begin{aligned} \text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = & \\ & \text{再生可能エネルギー電気の自家消費量のうち環境価値を移転した量[千 kWh]} \\ & \times \text{電気の} \underline{\text{都内平均排出係数}} \end{aligned}$$

太陽熱利用施設等で製造した熱の環境価値を証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち証書化した量を、環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

$$\begin{aligned} \text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = & \\ & \text{太陽熱等の自家消費量のうち環境価値を移転した量[GJ]} \times \text{熱の} \underline{\text{都内平均排出係数}} \end{aligned}$$

## (2) 事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の自家消費分の環境価値を保有していない場合の取扱い

オフサイト型 PPA 又は自己託送等で、事業所外に設置された太陽光発電施設等で発電した電気又は製造した熱が供給され、当該事業所で使用した場合であっても、環境価値を他人へ移転するなど、供給された電気又は熱が環境価値を保有していない場合には再生可能エネルギーとしての価値のない電気又は熱を使用していることとなるため、当該電気又は熱の使用に伴う温室効果ガス排出量は他人から供給された電気又は熱と同等に評価する。排出量の算定方法は 2 (1) と同様とする。

## 3 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び製造した熱の取扱い

バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用にあたっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産か

ら最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量（以下、ライフサイクル GHG という。）が最低限に抑えられることが重要となる。また、他の再生可能エネルギーと違って、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達も重要視されている。

このため、バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクル GHG の最小化や資源の安定的な確保や調達）が示された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として、次の式により排出量を算定し、特定温室効果ガス排出量の算定に含めるものとする。

持続可能性が示された燃料の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_biomass.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf))

(電気)

特定温室効果ガス排出量[t-CO<sub>2</sub>] =  
バイオマス燃料で発電した電気の自家消費量のうち持続可能性が示されたバイオマス燃料以外で発電した量[千 kWh] × 電気の都内平均排出係数

(熱)

特定温室効果ガス排出量[t-CO<sub>2</sub>] =  
バイオマス燃料で製造した熱の自家消費量のうち持続可能性が示されたバイオマス燃料以外で製造した量[GJ] × 熱の都内平均排出係数

#### 4 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い

##### (1) 使用可能な再生可能エネルギー由来の証書

対象事業所の再生可能エネルギー利用を促すため、計画期間の年度排出量から再生可能エネルギー由来の証書に記録された電気等環境価値保有量を特定温室効果ガス排出量に換算した量を減ずることができるものとする。ただし、バイオマスについては、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

再生可能エネルギー由来の証書は表 2-23 に示すもの限り使用することができる。

表 2-23 利用可能な再生可能エネルギー由来の証書

供給方法	内容
グリーン電力・熱証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>東京都が再エネクレジットへの変換を認めたグリーンエネルギー証書の認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書</u></li> <li>➤ <u>再エネクレジットとして利用した証書は、特定温室効果ガスの排出量の削減には利用できない</u></li> </ul>
非化石証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、日本卸電力取引所の非化石価値取引市場において取得する証書</u></li> <li>➤ <u>制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非FIT 非化石証書(再生可能エネルギー指定)」とする</u></li> <li>➤ <u>利用できる非化石証書は、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書(他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。)</u></li> </ul>

(2) 再生可能エネルギー由来の証書の使用方法

再生可能エネルギー由来の証書による削減については、次の式により特定温室効果ガス排出量に換算した値を年度排出量から削減する。このとき、熱、電気に対応した置き換えの制限はない。(例えば、熱を使用していない事業所においてグリーン熱証書を利用することが可能。)ただし年度排出量を超えて使用することはできない。また、計画期間の年度排出量は、毎年度、その値を第三者検証により確定することから、再生可能エネルギー由来の証書を遡って過去の年度排出量に使用することはできない。

(電気)

$$\text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{電気に係る電気等環境価値保有量[千 kWh]} \times \text{電気の都内平均排出係数}$$

(熱)

$$\text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{熱に係る電気等環境価値保有量[GJ]} \times \text{熱の都内平均排出係数}$$

### (3) 電気等環境価値保有量等の確認方法

「グリーン電力・熱証書」については、グリーン電力・熱証書に記載の電力量又は熱量を、「非化石証書」については、非化石証書に記載の電力量をそれぞれ電気等環境価値保有量等とする。電気等環境価値保有量等は、記載されている電気等環境価値保有量等を上限に、任意に年度排出量の削減に使用する量を選択できるものとする。

ただし、本制度は事業所単位での年度排出量を算定することから、再生可能エネルギー由来の証書の電気等環境価値保有量等の使用にあたっては、当該事業所で使用されていることが明確である必要がある。このため、グリーン電力・熱証書及び非化石証書内に、電気等環境価値保有量等の使用先の事業所名称及び使用量が記載されていること確認したうえで再生可能エネルギー由来の証書を使用すること。

なお、証書の利用にあたっては、都が定める様式「再生可能エネルギー由来証書の利用届」に必要事項（事業所名称、使用する電気等環境価値保有量等、証明書番号など）を明記し、グリーン電力・熱証書又は非化石証書の写しと併せて、第三者検証を受けたのち都へ提出するものとする。

## 5 具体的な方法

### (1) 対象活動の把握

第3章 燃料等使用量の把握の考え方にに基づき、次の量の把握がされているかを確認する。

#### ア 再生可能エネルギーの環境価値を移転した（保有していない）電気及び熱の確認

1(1)及び2(1)に掲げる環境価値を移転した（保有していない）電気及び熱に該当するものがある場合、適切に算定されているか確認する。なお、検証の際には、グリーン電力・熱証書化した電気及び熱の量を示す資料その他の根拠資料により確認する。

#### イ 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び熱の確認

3に掲げる持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び熱に該当するものがあれば全て確認する。なお、検証の際には、持続可能性が示されたバイオマス燃料であることを事業所が証明する資料（バイオマス燃料の種類や原産地を示す資料、燃料調達にかかるライフサイクルGHGの算定結果、その他の根拠資料）が無いことを確認する。持続可能性が示されたバイオマス燃料であることを証明する資料がある場合は、持続可能性のあるバイオマス燃料と判断することができるものとする。

## ウ 再生可能エネルギー由来の証書の使用量の確認

4に掲げる再生可能エネルギー由来の証書による控除量を算定する場合、算定対象となる証書のうち、事業所で使用された電気又は熱に係る電気等環境価値保有量を確認する。なお、検証の際には、グリーン電力・熱証書、非化石証書及び都が定める様式「再生可能エネルギー由来証書の利用届」、その他の根拠資料により確認する。

## 6 検証のポイント

検証の際には、検証先の事業者を表 2-24 に例示してあるような書類の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。提示された確認書類により対象となる活動が網羅されているか、適切に算定されているか等について把握する。また、必要に応じて現地における確認をする。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

表 2-24 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
事業所等で再生可能エネルギーにより発電された電気及び製造された熱の使用	<u>再生可能エネルギーの種類と監視点</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>しゅん工図書</u>の単線結線図</li> <li>● <u>特定計量届出書の写し</u></li> </ul>
	<u>再生可能エネルギーの自家消費量</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>実測結果</u></li> </ul>
事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の使用	<u>再生可能エネルギーの種類と監視点</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>事業所外から供給された電気又は熱の受け入れ設備を示す資料</u></li> <li>● <u>供給契約書</u></li> </ul>
	<u>再生可能エネルギーによる電気・熱の自家消費量</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>購買伝票や供給実績証明書等の受入れ量を示す資料</u></li> <li>● <u>供給契約書</u></li> </ul>
再生可能エネルギーの環境価値の移転	再生可能エネルギーの環境価値の移転量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>グリーン電力証書化又は再エネクレジット化した電気の量を示す資料</u></li> <li>● <u>グリーン熱証書化した熱の量を示す資料</u></li> </ul>
	環境価値の移転量のうちの自家消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>販売量を示す資料</u></li> <li>● <u>実測結果</u></li> <li>● <u>算定資料等</u></li> </ul>
<u>持続可能性を確認できないバイオマスによる電気・熱の使用</u>	<u>バイオマスの持続可能性</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ライフサイクル GHG の算定結果</u></li> <li>● <u>燃料の第三者認証結果</u></li> </ul>
	<u>持続可能性を確認できないバイオマスによる電気・熱の自家消費量</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>販売量を示す資料</u></li> <li>● <u>実測結果</u></li> <li>● <u>算定資料等</u></li> </ul>

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

項目	検証事項	確認する書類
<u>再生可能エネルギー由来の証書の利用</u>	<u>再生可能エネルギー由来の証書</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>グリーン電力・熱証書</u></li> <li>• <u>国に提出したグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量償却・取消申請書の写し</u></li> <li>• <u>非化石証書</u></li> <li>• <u>再生可能エネルギー由来証書の利用届</u></li> </ul>
	<u>再生可能エネルギー由来の証書による控除量</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>算定資料等</u></li> </ul>

～購買伝票等として認められる伝票類の事例～

I. 購買伝票等の事例

I-1 東京電力エナジーパートナー株式会社

ア 電気ご使用量のお知らせ（無償）

1 地点番号 XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 電気ご使用量のお知らせ ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3		2 ○○ ○○ 様	
XX年 X月分 ご使用期間 X月XX日～ X月XX日 検針月日 X月XX日 (XX日開)	3 従量電灯B 契約種別 契約 XXXA	電気料金等領収証(口座振替専用) XX年 X月分 領収金額 X,XXX円 うち消費税等相当額 XXX円	
4 使用量 XXXXkWh 請求予定金額 (うち消費税等相当額) X,XXX円 基本料金 XXX円XX銭 電力1段料金 X,XXX円XX銭 電力2段料金 X,XXX円XX銭 電力3段料金 X,XXX円XX銭 燃料費調整 XXX円XX銭 再エネ発電賦課金 XXX円 口座振替割引 7 -XX円XX銭	5 X,XXX円 XXX円XX銭 X,XXX円XX銭 X,XXX円XX銭 X,XXX円XX銭 XXX円 -XX円XX銭	6 8 計器乗率(倍) 取替前計量値 計器番号(下3桁) XXX	9 10 燃料費調整のお知らせ(10%あたり) X月(当月)分 +XX円XX銭 X月(翌月)分 +XX円XX銭 翌月分は当月分に比べ +XX円XX銭
11 今月分 振替予定日 X月XX日 次回検針予定日 X月XX日		12 地区番号 XX 事業所コード XXX	
13 14 検針員 ○○		15 お問い合わせは、下記の電話番号まで ～おかけ間違いにお気をつけください。～ お問い合わせ先/カスタマーセンター お引越・解約に関するご用件 XXXX-XXXX-XXXX 停電・設備に関するご用件 XXXX-XXXX-XXXX	

※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より

イ ビジネス TEPCO（無償）

【低圧のお客様】

電気ご使用量のお知らせ		東京電力エナジーパートナー株式会社		
平成29年12月分				
様		請求金額	7,005円	
		うち消費税等相当額	578円	
ご使用場所	東京都大田区 1丁目21			
店所番号	地区番号	お客さま番号		
供給地点特定番号				
ご使用期間	12月2日～12月2日	ご契約種別	電化上手	
検針月日	12月8日(8日間)	ご契約	3kVA	
ご使用量	昼間	9kWh	割引対象機器容量	
	朝晩	112kWh		速電制御型
	夜間	245kWh		2kVA
	総計	366kWh		
次回検針予定日	1月1日			
今月分振替予定日	12月15日			
<b>検針情報</b>				
当月指示数			49105	
前月指示数			45473	
差引			3632	
計器乗率(倍)				
取替前計量値				
使用電力量				
計器番号(下3桁)			323	

※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より

※ 「検針情報」画面内の印刷ボタンを押すことによって出力されるものであること。

【高圧のお客様】

電気ご使用量のお知らせ		東京電力エナジーパートナー株式会社		
平成28年 2月分		※ 本内容につきましては、実際のご請求金額等と相違する場合がございます。 正式なご請求金額等につきましては、郵送にてお届する電気料金等請求書をご確認ください。		
A事業所様		ご請求金額	2,684,836 円	
		うち消費税等相当額	198,876 円	
ご使用場所	東京都 大田区 1丁目8			
店所番号	地区番号	01 (計量日:02)	お客さま番号	
供給地点特定番号				
お支払期限日	平成28年 3月 3日	口座振替日	平成28年 2月22日	
○ご契約内容	契約種別	業務用電力	使用期間 1月 2日～ 2月 1日	
契約電力	主契約	380kW		
供給電圧	主契約	6kV		
○ご使用実績	使用電力量	合計	109,440kWh	
		最大需要電力	361kW	
<b>検 針 情 報</b>				
計量種別	主計器分			
電力量計	全日	最大	有効	無効
当月指示数	0334.603	0.093	0211.715	0002.181
前月(取付)指示数	0328.311		0207.830	0002.180
差引	6.292		3.885	0.001
計器乗率(倍)	×240	×240	×240	×240
計器取替前計量値				
契約変更前計量値				
ご使用量	1510	22	932	0
次回検針予定日	11月26日			

- ※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より
- ※ 「検針情報」画面内の印刷ボタンを押すことによって出力されるものであること。
- ※ 500kW以上の高圧の契約の場合には、平成27年度までは紙（あるいはFAX）の検針票が発行されているため、Web上で検針情報は見るできません。その場合に発行される検針票（「電気ご使用量のお知らせ」）は購買伝票等として使用できます。

I-2 東京電力パワーグリッド株式会社

ア 日程等別料金計算書（無償）

（平成yy年 mm月 dd日）	
毎度ご利用いただきありがとうございます。	
<b>日程等別料金計算書</b>	
<b>平成yy年 mm月分</b>	
ご契約者名義	
ご契約番号	
ご請求金額	円
うち消費税等相当額	円
お支払期日	
<b>東京電力パワーグリッド株式会社</b> ネットワークサービスセンター	

- ※ 自己託送の電気使用量の購買伝票等として発行されます。
- ※ 自己託送の電気使用量は、「電気ご使用量のお知らせ」などの購買伝票等では記載されません。
- ※ 日程等別料金計算書は、内訳と別紙がセットで添付されています。
- ※ 自己託送の電気使用量は、事業所ごとに日程等別料金計算書（別紙）に記載されています。
- ※ 日程等別料金計算書（別紙）は、特別高圧と高圧で分かれています。

日程等別料金(内訳)

I. 接続送電サービス料金

契約種別	料金
特別高圧標準接続送電サービス	
特別高圧時間帯別接続送電サービス	
特別高圧従量接続送電サービス	
高圧標準接続送電サービス	
高圧時間帯別接続送電サービス	
高圧従量接続送電サービス	
電灯定額接続送電サービス	
電灯標準接続送電サービス	
電灯時間帯別接続送電サービス	
電灯従量接続送電サービス	
動力標準送電サービス	
動力時間帯別接続送電サービス	
動力従量接続送電サービス	
小計	0①

II. 臨時接続送電サービス料金

契約種別	料金
特別高圧臨時接続送電サービス	
高圧臨時接続送電サービス	
電灯臨時定額接続送電サービス	
電灯臨時接続送電サービス	
動力臨時定額接続送電サービス	
動力臨時接続送電サービス	
小計	0②

III. 予備送電サービス料金

契約種別	料金
特別高圧予備送電サービス	
高圧予備送電サービス	
小計	0③

IV. 近接性評価割引額

送電サービス	料金
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合	
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	
旧近接性評価地域の場合	
小計	0④

その他料金合計(①+②+③+④) 0  
 うち消費税等相当額 0

V. 契約超過金

	料金
接続送電サービス	0⑤
臨時接続送電サービス	0⑥
予備送電サービス	0⑦

その他料金合計(⑤+⑥+⑦) 0  
 うち消費税等相当額 0

VI. その他料金

	該当金額	うち消費税等相当額
延滞利息		0⑧
精算による差額		0⑨

その他料金合計(⑧+⑨) 0  
 うち消費税等相当額 0

ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.11円/kWh)を含んでおります。





総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

イ ガスご使用量のお知らせ（有償）

105-8527  
港区  
海岸1丁目 5-20  
東京ガスビル 1F  
東京 太郎 様



2024年12月5日発行  
**東京ガス株式会社**  
TOKYO GAS 各種お問い合わせはこちら➡  
登録番号（東京ガス T6010401020516）



0000001 01/01 913ATX0000001#  
927E0-1999-999-9999-FAFAF06

（差出人）東京ガス株式会社  
〒163-1080  
東京都新宿区西新宿 3-7-1  
新宿パークタワー内郵便局 私書箱 8112号

### ご使用量のお知らせ

ガス漏れ時連絡先（24時間） 0570-002299  
東京ガスお客さまセンター 0570-002211 月～土 9:00～19:00  
（ご利用にならない場合） 03-3344-9100 日祝 9:00～17:00  
ガス機器修理等のご連絡先 03-3720-0121 月～土 9:00～19:00  
東京ガスライフパル西大田 日祝 9:00～17:00

**\* CFAP64**

（ 1枚中 1枚目）

2024年12月分	お客さま番号	ご請求金額（円）	お支払い方法
	1999-999-9999	*27,027円	クレジット払い
ご使用者	東京 太郎 様		次回検計予定日
ご使用場所	港区海岸1丁目 5-20 東京ガスビル 1F		2025年1月8日

料金内訳	お知らせ	ご請求金額 内訳明細
ガス料金 2024年12月 (10%)	検計日 12月4日	請求金額 10,030円
供給地点特定番号	使用期間	基本料金 1,056.00円
001-0001-9999-9999-99	11月6日～12月4日 (29日間)	従量料金 8,974.35円
契約種別 一般契約	今回指示数 505	
ガス種 13A 45M <sup>3</sup> /h	前回指示数 442	
	ご使用量 63m <sup>3</sup>	
	メーター社番 999-999-999	
	前月使用量 52m <sup>3</sup>	
	前年同月使用量 ***m <sup>3</sup>	
電気料金 2024年11月 (10%)	検計日 11月15日	請求金額 16,489円
供給地点特定番号	使用期間	基本料金 1,716.00円
03-0011-1001-3999-9999-9999	10月15日～11月14日 (31日間)	セット割引額等 -275.00円
契約種別	ご使用量 636kWh	電力量料金1 3,313.80円
電1 60A	前月使用量 708kWh	電力量料金2 5,014.80円
	前年同月使用量 580kWh	電力量料金3 7,553.26円
		燃料費調整額 -1,723.56円
		再エネ促進課金 890.00円
警報器リース料金 (10%)		請求金額 343円
帳票発行手数料 (10%)		請求金額 165円
		検計票発行手数料 165円
		ご請求金額合計 27,027円
		(10%対象) 27,027円
		内消費税等 2,457円
		(10%対象) 2,457円

このお知らせでガス料金等をいただくことはありません。このお知らせでは金融機関およびコンビニエンスストアでのお支払いはできません。

ガス当月適用 B表 基本料金	1,056.00円	単位料金142.45円/m <sup>3</sup>
ガス翌月適用単位料金 (円/m <sup>3</sup> )		
A (0m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> )	157.57	D(201m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> ) 137.22
B (21m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup> )	142.72	E(501m <sup>3</sup> ～800m <sup>3</sup> ) 128.42
C (81m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> )	140.52	F(801m <sup>3</sup> ～ m <sup>3</sup> ) 120.72

※ 東京ガス株式会社 HP より

ウ ガス使用量に関する証明書（東京ガス株式会社）（有償）

【戸別】

		[1/1]	
		2024年〇月〇日	
<b>SAMPLE</b>			
新宿〇〇〇タワー店 株式会社 西新宿〇〇		東京ガス株式会社 情報開示センター所長 	
<b>ガス使用量証明書</b>			
下記のとおりご使用いただきましたことを証明いたします。			
お客様番号 : 1515-777-1179			
<input type="checkbox"/> ご契約情報			
使用場所住所 : 新宿区西新宿〇-〇-〇			
おなまえ : 新宿〇〇〇タワー店 株式会社 西新宿〇〇			
<input type="checkbox"/> その他事項			
<input type="checkbox"/> 使用量（使用量の単位:立方メートル）			
検針月	使用量(低圧)	使用量(中圧)	使用量(合計)
2023-04	2,204	0	2,204
2023-05	2,070	0	2,070
2023-06	2,043	0	2,043
2023-07	2,063	0	2,063
2023-08	2,063	0	2,063
2023-09	2,055	0	2,055
2023-10	2,293	0	2,293
2023-11	2,062	0	2,062
2023-12	2,224	0	2,224
2024-01	2,380	0	2,380
2024-02	2,048	0	2,048
2024-03	2,023	0	2,023
計	25,528	0	25,528

※ 東京ガス株式会社 HP より

【合算】

[1/1]

2024年〇月〇日

**SAMPLE**

東京ガス株式会社  
情報開示センター所長



ガス使用量証明書

下記のとおりガスのご使用状況について証明致します。

ご契約情報

使用場所住所 新宿区西新宿〇-〇-〇  
事業所名 新宿〇〇〇タワー

対象件数

30件

お客さま番号

1133-177-1191	1197-177-1153	1197-177-1155	1199-377-1159	1315-777-1171
1317-777-1133	1317-777-1135	1333-177-1193	1373-777-1137	1375-977-1191
1397-177-1151	1397-177-1159	1515-777-1175	1515-777-1179	1533-177-1191
1551-177-1113	1551-177-1119	1555-577-1155	1573-777-1135	1577-577-1137
1715-777-1173	1755-577-1151	1755-577-1153	1757-977-1191	1757-977-1193
1777-577-1135	1795-377-1155	1951-177-1113	1995-377-1153	1999-377-1153

使用量 (使用量の単位:立方メートル)

検針月	使用量(低圧)	使用量(中圧)	使用量(合計)
2023-04	43,725	15,356	59,081
2023-05	50,897	6,198	57,095
2023-06	63,031	5,982	69,013
2023-07	97,879	14,055	111,934
2023-08	131,000	27,064	158,064
2023-09	133,639	28,707	162,346
2023-10	100,231	16,071	116,302
2023-11	51,470	1,069	52,539
2023-12	40,213	1,351	41,564
2024-01	61,577	22,920	84,497
2024-02	60,270	25,239	85,509
2024-03	48,479	22,905	71,384
計	882,411	186,917	1,069,328

※ 東京ガス株式会社 HP より

【開示期間案内】

2024年〇月〇日

**SAMPLE**

開示期間について

東京ガス株式会社  
情報開示センター

平素は、東京ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今回、2023年4月～2024年3月の期間での開示をご希望でしたが、一部お客さま番号につきましては、ご記入頂いたガス契約者名義と一致する期間がそれより短かったため、ご案内致します。

対象お客さま番号と実際の開示期間は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

お客さま番号	使用者おなまえ	今回開示期間
1197-177-1153	○▼うどん新宿店 様	2023年11月1日開栓から
1397-177-1151	ステーキハウス〇〇新宿 様	2023年7月12日閉栓まで
1515-777-1175	(株)寿司〇〇 様	2024年1月1日契約分まで(他社切替済)
1551-177-1119	やきにく〇◆ 様	2023年8月2日契約分から(他社からの切替)
1795-377-1155	〇〇バーガー(株) 様	2024年1月1日不使用閉栓※
1795-377-1155	〇〇バーガー(株) 様	2024年3月31日継続使用開栓

※不使用閉栓をされたお客さまは、1年以内に開栓がなければC書式の提出が必要となります。

## ～テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について～

### 1. 購買伝票等によるガス閉栓の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができる。

#### 【購買伝票等による確認の例】

- ・ガス閉栓されていたことを示す資料

例) 移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ、  
移転等精算ガス料金カード請求のお知らせ

### 2. 購買伝票等に「閉栓」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、以下に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースが存在する。

- ・既にガス栓が撤去されており、ガスメーターの現物が確認できず、閉栓時の記録等も存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定年度において閉栓されていたことが確認できない。

このような場合、例えば、次に示すような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能である。

#### 【確認内容の例】(①と②を併せて確認する。)

- ① テナント退去の事実と時期を示す資料

例) テナント契約書、内装工事契約書

- ② ガス使用量を示す資料

例1) ガスご使用量のお知らせ、払込書

(テナント退去時点の指示数<sup>\*1</sup>と、次のテナント入居時点の指示数に変化がない事を確認する。)

※1：閉栓直前の検針時に発行された「ガスご使用量のお知らせ」における今回指示数+閉栓後に発行される「払込書」における使用量

例2) ガス使用量実績 (テナントが MyTokyogas ビジネスに登録している場合<sup>\*2</sup>)

(テナント退去時点以降のガス使用量がない事を確認する。)

※2：テナント退去後の MyTokyogas ビジネスの登録はできません。

ガス供給会社に「ガス閉栓証明書」(有償)等を求める前に、上記のような判断をすることができないかどうかご確認ください。なお、「ガス閉栓証明書」(有償)はあらかじめ書式が定められており、既定の記載項目以外の内容について追記はできない。

## ガス閉栓を確認できる購買伝票等の例

東京ガス株式会社

- ・移転等精算ガス料金口座振替のお知らせはがき

平成 21 年 3 月 5 日 発行

**移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ**

東京ガスをご利用いただきありがとうございました。  
さて、お客さまの移転等による精算ガス料金につきまして、  
下記のとおり口座振替させていただきますのでお知らせ申し上げます。

**平成 21 年 3 月 2 日閉栓分**

口座振替予定金額(税込)		口座振替予定日
ガス料金	980 円	3 月 12 日
内 (内ガス料金分消費税)	980 円	
延滞利息	46 円	
戻金	円	

ご使用期間	日数	ご使用量
2 月 17 日 ~ 3 月 2 日	14 日	4 m <sup>3</sup>
金融機関・口座番号	契約種別	
みずほ銀行 東京中央支店 普通 ****508	一般契約	

お客さま番号 **1999-999-9999**

**ガス料金等口座振替済み領収証**

下記のとおりお客さまのガス料金等を口座振替により領収いたしました。

平成 21 年 2 月分

領収金額(税込)	724 円	領収月日 (振替月日)	2 月 24 日
内 ガス料金	724 円	印紙税申告納付につき 税務署承認済	
内 (内ガス料金分消費税)	34 円		
延滞利息	円	残 留	

ご使用期間	日数	ご使用量
1 月 20 日 ~ 2 月 16 日	28 日	0 m <sup>3</sup>

ガスご使用場所・ご使用者氏名

港区  
海岸 1 丁目 5-20  
東京ガス本社ビル  
S-1704  
港店  
東京 太郎 様

お問い合わせ先 **東京ガスお客さまセンター** 電話 **03-3396-1111**

- ・移転等精算ガス料金カード請求のお知らせはがき

平成 20 年 4 月 16 日 発行

**移転等精算ガス料金クレジットカード請求のお知らせ**

東京ガスをご利用いただきありがとうございました。  
さて、お客さまの移転等による精算ガス料金につきまして、  
下記のとおりクレジットカードにご請求させていただきますので  
お知らせ申し上げます。

**平成 20 年 4 月 14 日閉栓分**

クレジットカード 請求予定金額	6,090 円(税込)
内 ガス料金	6090 円
内 (内ガス料金分消費税)	290 円
延滞利息	円
戻金	円

ご使用期間	日数	ご使用量
3 月 8 日 ~ 4 月 14 日	38 日	1 m <sup>3</sup>
契約種別	一般契約	

カード番号 **XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX5555**

個人情報保護の為、カード番号の一部を非表示とさせていただきます。

- ◎お引越し先でも東京ガスをご利用いただく場合、クレジットカード払いが継続できます。クレジットカード払い継続をご希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡くださるようお願いいたします。(すでにお申し出いただいている場合は、再度あらためてご連絡をいただく必要はございません。)
- ◎東京ガスは請求書および領収証は発行いたしませんので、クレジットカード会社が発行するご利用明細書をご覧ください。
- ◎クレジットカード会社からの請求日はご利用クレジットカード会社の規約に基づく日となります。
- ◎当社の損害保険料金とホームセキュリティ料金をクレジットカードでお支払いいただいていたお客さまにつきましては、取扱が異なりますので別途ご連絡申し上げます。

お客様番号 **1999-999-9999**

ガスご使用場所・ご使用者氏名

港区  
海岸 1 丁目 5-20  
東京ガス本社ビル  
S-1704  
港店  
東京 太郎 様

お問い合わせ先 **東京ガスお客さまセンター** でんわ **0570-002211**  
(携帯・PHS・ケーブルTVからの場合) **03-5722-3111**

I-4 株式会社エネット

ア 電気ご使用量のお知らせ (株式会社エネット) (無償)

2011年\*\*月\*日

株式会社〇〇  
 経理担当 御中

B000328- T000664- 000\*\*\*

株式会社エネット

### 電気ご使用量のお知らせ ( 2011年\*\*月分 )

いつも当社の電気をご使用いただきありがとうございます。  
 電気ご使用状況は以下のとおりです。

番 号	〇〇ビル		
検 計 日	2011年**月1日		
契 約 電 力	*,000 kWh		
最 大 電 力	*,400 kWh	**/**(火) 10:30-11:00に発生しております。	
力 率	** %		

時 間 帯	全日 (主器)	有効 (主器)	無効 (主器)
当 月 指 示 数	*,***.***	*,***.***	***.***
前 月 指 示 数	*,***.***	*,***.***	***.***
指 示 数 差	**.***	**.***	*,000
差 率	*,000	*,000	*,000
積 内 損 失 補 正 率	*,000	*,000	*,000
ご 使 用 量	***.***	***.***	**.***

時 間 帯	夏季	その他季
当 月 指 示 数		
前 月 指 示 数		
指 示 数 差		
差 率		
積 内 損 失 補 正 率		
ご 使 用 量	0	***.***

燃料費調整単価	
前 月 分	0.** 円/kWh
当 月 分	0.** 円/kWh
差 月 分	0.** 円/kWh

その他のお知らせ  
 常用契約において契約電力の超過はございません。

お客様番号 \*CX1234

## II. その他

### II-1 その他の証明書

#### (1) 購買伝票等に準ずるもの

##### ア 支店長等の責任を有する者の証明書

平成 28 年 4 月 1 日

〇〇電力株式会社  
□□支店長 ×× △△

電気ご利用実績の提供について

・・・、別紙の実績表をご覧ください

※ この鑑み文に添付された実績表に対しては、押印は不要

##### イ その他の証明書類

これらの証明書類は、購買伝票等として認めています。

〇〇電力株式会社 2021年4月1日				
2021年3月分 電力ご利用量のお知らせ				
ご契約者名	株式会社 □□□			
ご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
ご契約電力	2,000kW			
ご使用期間	2021年3月1日～2021年3月31日			
時間帯区分	その他季昼間	夏季昼間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
	全日		有効	無効
うち昼間	800,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち夜間	400,000kWh			

電気の使用量証明書類（例）

〇〇株式会社 2021年4月1日			
ガス使用量証明書			
ガスご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
事業所名	株式会社 □□□		
対象件数	1件		
契約お客様番号	12345		
月別供給量			
検針月	使用量(m3)低圧	使用量(m3)中圧	使用量(m3)合計
2020年4月	318	0	318
2020年5月	405	0	405
2020年6月	286	0	286

都市ガスの使用量証明書類（例）

※ これらの証明書類が認められる判断の基準は、第2部第3章(2)燃料等使用量の把握状況の確認の項を参照してください。

第8号様式

東京都知事 殿	住所 法人名 代表者名	年 月 日	㊟
<h3>検証結果報告書</h3>			
1 検証の対象			
検証対象の種類			
検証先 事業所	名称		
	所在地		
	指定番号		
2 検証の対象年度			
検証の対象年度		年度	
3 検証を実施した登録検証機関			
登録区分			
登録番号		登録年月日	年 月 日
営業所の名称			
営業所の所在地			
検証 主任者	部署名		
	氏名		
	登録番号	登録年月日	年 月 日
	連絡先	電話番号	
		電子メール アドレス	
4 利害相反の回避			
検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認			<input type="checkbox"/> 確認済み
5 検証結果			
検証結果	適 合	東京都と要協議	
検証された排出量、一次エネルギー使用量、削減量、対策の推進の程度等			

(日本産業規格A列4番)

備考 検証の担当者、検証結果の理由その他検証に係る事項については、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に定めるところにより、当該事項を記載した書類を添付すること。

A号様式(特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン)その1

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">検証先の事業所名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">検証の対象年度</td> <td></td> </tr> </table>	検証先の事業所名称		指定番号		検証の対象年度		
検証先の事業所名称							
指定番号							
検証の対象年度							
<h2 style="margin: 0;">検証結果の詳細報告書</h2>							
<b>1 検証を担当した人員</b>							
	責任者	氏名	区分	登録番号			
1							
2							
3							
4							
5							
<small>(注) 「責任者」欄には、当該案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。</small>							
<b>2 検証方法(計画段階)</b>							
使用する検証方法	<input type="checkbox"/> 全数検証 <input type="checkbox"/> サンプルング検証						
サンプルング検証を選択した 燃料等の種類							
<small>※サンプルング検証を用いた場合は要チェック</small>							
	<input type="checkbox"/>	データ採取、集計報告等の明確なルールが定められており、担当者等に周知されていること。					
サンプルング検証 選択の要件	<input type="checkbox"/>	燃料等の種類ごとの燃料等使用量監視点が10箇所以上あること 又は 一つの燃料等使用量監視点で検証に用いる燃料等購買データが年間200件以上あること					

(日本産業規格A列4番)

A号様式(特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン)その2

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">検証先の事業所名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">検証の対象年度</td> <td></td> </tr> </table>	検証先の事業所名称		指定番号		検証の対象年度		
検証先の事業所名称							
指定番号							
検証の対象年度							
<b>3 検証留意事項と関連する燃料等使用量監視点(計画作成時に記入)</b>							
検証留意事項	関連する燃料等使用量監視点						
<b>4 検証留意事項と関連する燃料等使用量監視点(検証実施時に発見した事項)</b>							
検証留意事項	関連する燃料等使用量監視点						
<b>5 検証結果の品質管理手続の概要</b>							
実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要				
(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。							

(日本産業規格A列4番)





C-1号様式(特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン)表紙

特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト			
検証先の 事業所名称			
指定番号			
検証の 対象年度		年度	
更新日			
バージョン			
検証機関名			
登録番号			
検証主任者 氏名			
登録番号			
所属			
連絡先			
e-mail			

(日本産業規格A列4番)

# 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

C-1号様式（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン）検証チェックリスト

検証先の事業所名称		指定番号	検証対象年度	検証の種類			検証機関名		登録番号		
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	根拠とした資料			検証結果			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
			資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容	適合	不備あり			
1	1	「事業所情報の確認」 事業所の名称、所在地、指定番号は、正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	/	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
2	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 事業者が所有する「建物等」はガイドラインに従い正しく識別されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
3	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 事業者が所有する「建物等」はガイドラインに従い正しく識別されているか。（指定後に、一つの事業所として見なす状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記載すること。）	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
4	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 エネルギー管理の連動性はガイドラインに従い正しく把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
5	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 エネルギー管理の連動性はガイドラインに従い正しく把握されているか。（指定後に、一つの事業所として見なす状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記載すること。）	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
6	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 エネルギー管理の連動性まで一つの事業所とした建物等について、隣接の建物等を識別するために、敷地境界を適切に識別しているか。（工場地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法における届出等がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告よりも優先させる。）	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
7	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 指定確認時に一つの事業所とした事業所範囲について、隣接の建物等を識別するために、敷地境界を適切に識別しているか。（工場地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法における届出等がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告よりも優先させる。）	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
8	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 隣接の建物等（建物同士、施設同士並びに建物及び施設）はガイドラインに従い正しく識別されているか。 ※判断理由等に事業所の所有者又は主たる使用者を記入すること。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			

C-1号様式（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン）検証チェックリスト

検証先の事業所名称		指定番号	検証対象年度	検証の種類			検証機関名		登録番号		
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	根拠とした資料			検証結果			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
			資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容	適合	不備あり			
9	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 指定確認時に一つの事業所とした事業所範囲に対し、隣接の建物等（建物同士、施設同士並びに建物及び施設）はガイドラインに従い正しく識別されているか。（指定後に、一つの事業所として見なす状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記載すること。） ※判断理由等に事業所の所有者又は主たる使用者を記入すること。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
10	2(1)(2) (4)(5)	「事業所範囲の特定」 隣接の確認まで、一つの事業所とした範囲の原油換算エネルギー使用量は1,500kWh以上か。 （近接する建物等が存在しない場合には確認する必要はない。）	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
11	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 近接の建物等（建物同士、施設同士並びに建物及び施設）はガイドラインに従い正しく識別されているか。 ※判断理由等に事業所の所有者又は主たる使用者を記入すること。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
12	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 指定確認時に一つの事業所とした事業所範囲に対し、近接の建物等（建物同士、施設同士並びに建物及び施設）はガイドラインに従い正しく識別されているか。（指定後に、一つの事業所として見なす状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記載すること。） ※判断理由等に事業所の所有者又は主たる使用者を記入すること。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
13	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 住宅用途の建物等を（根拠資料に基づき）適切に把握しているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
14	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所を（根拠資料に基づき）適切に把握しているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
15	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 「建物の延べ面積」又は熱供給事業所においては「供給先床面積」が（根拠資料に基づき）正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
16	2(1)(2)	「事業所範囲の特定」 指定確認時に一つの事業所とした事業所範囲について、建物等の増減並びに延べ面積の増減等を適切に把握しているか。	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	/	/			

# 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

C-1号様式（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン）検証チェックリスト

検証先の事業所名称		指定番号	検証対象年度	検証の種類	検証機関名			登録番号			
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	検証結果								
			根拠とした資料 資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
適合	不備あり	不明	該当なし								
17	2(2)(4)	「削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 再生可能エネルギーを交換して得られる電気・熱の利用による削減活動に係る再生可能エネルギーの種類と供給方法を網羅的に把握しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
18	2(2)(4)	「削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 再生可能エネルギーを交換して得られる電気・熱の利用による削減活動に係る燃料等使用量監視点を網羅的に把握し、それぞれの燃料等使用量監視点の計量器等を確認しているか。 「計測していない再生可能エネルギー設備についても図示されているか。ただし、事業所内の電気・熱の系統に接続されていない再生可能エネルギー設備を除く。」	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
19	2(5)	「温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法」 再生可能エネルギーを交換して得られる電気・熱を自家消費している場合、自家消費分から再生クレジット等に移転した量を（根拠資料に基づき）適切に算定されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
20	2(2)(4)	「排出活動・削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 駅の場合の確認事項 駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不十分に使用された燃料等に係る燃料等使用量監視点を網羅的に把握しているか。 （駅に併設された商業施設等の鉄道輸送に必要な排出活動に係る燃料等使用量監視点を網羅的に把握しているか。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
21	2(2)(4)	「排出活動・削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 住宅用途の建物等が存在する場合、これらの供給に係る燃料等使用量監視点を網羅的に把握し、監視点の計量器等を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
22	2(2)(4)	「排出活動・削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所が存在する場合、これらの供給に係る燃料等使用量監視点を網羅的に把握し、監視点の計量器等を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
23	2(2)(4)	「排出活動・削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点（外部への供給用設備へのエネルギー供給量に関する監視点、外部への供給用設備から製造されるエネルギーの総量に関する監視点、外部への供給量に関する監視点）を網羅的に把握し、監視点の計量器等を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

C-1号様式（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン）検証チェックリスト

検証先の事業所名称		指定番号	検証対象年度	検証の種類	検証機関名			登録番号			
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	検証結果								
			根拠とした資料 資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
適合	不備あり	不明	該当なし								
24	2(2)(4)	「排出活動・削減活動・燃料等使用量監視点の特定」 事業所外で使用される移動体へ供給している事業所内の燃料等使用量監視点は網羅的に把握し、監視点の計量器等を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
25	2(2)(4)	「算定対象から除く排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 No.20～No.24において算定対象から除く排出活動が存在する場合、指定確認時に算定対象外活動としていた燃料等使用量監視点は、網羅的に把握されているか。 「基準排出量の算定期間及び前年度と比較して算定対象外活動の状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記載すること。」	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
26	2(2)(4)	「排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 都市ガスの供給点は網羅的に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
27	2(5)	「排出係数の把握」 都市ガスの排出係数はそれぞれ把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
28	2(2)(4)	「排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 LPGの燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
29	2(2)(4)	「排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 液体・固体燃料の燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
30	2(2)(4)	「排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 その他の燃料の燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
31	2(5)	「排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 その他の燃料の排出係数はそれぞれ把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
32	2(2)(4)	「排出活動・燃料等使用量監視点の特定」 他人から供給された熱の受入設備は網羅的に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
33	2(5)	「排出係数の把握」 他人から提供された熱の排出係数（熱供給事業者からの受入れの場合は地域冷暖房区域及び排出係数）は供給方法別に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

# 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

C-1号様式（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン）検証チェックリスト

検証先の事業所名称		指定番号	検証対象年度	検証の種類	検証機関名			登録番号			
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	検証結果								
			根拠とした資料 資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
適合	不備あり	不明	該当なし								
34	2(2)(4)	「排出活動・燃料等使用量監視視点の特定」 電気事業者等からの受電点は網羅的に把握されているか。	□有（ □無	□	□						
35	2(5)	「 <u>排出係数の把握</u> 」 法人から供給された電気の排出係数は供給方法別に把握されているか。	□有（ □無	□	□						
36	2(2)(4)	「燃料等使用量監視視点の特定」 工事による燃料等の使用量を除外している場合、工事への供給ポイントは網羅的に把握されているか。	□有（ □無	□	□						
37	(3)	「燃料等使用量の把握」 データ採取、集計、報告等は明確にルール化されているか。 担当者等はルールを遵守しているか。 データは算定体制どおり集計報告されているか。	□有（ □無	□	□						
38	2(5)	「燃料等使用量の把握」 （削減活動・算定対象から除く排出活動を含め）把握した燃料等使用量監視視点に対応して、燃料等使用量が購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握されているか。その際、購買伝票等による把握を優先しているか。	⇒排出量検証実施報告書等に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）								
39	2(5)	「 <u>排出係数の把握</u> 」 自己算定した排出係数（算定対象から除く排出活動等を含む。）は（根拠資料に基づき）正しく算定されているか。	⇒排出量検証実施報告書等に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）なお、他の制度対象事業所からの供給に係る排出係数を自己算定している場合、該当の監視点番号、供給元事業所の指定番号及び名称を本欄又は該当する燃料種の検証チェック項目の欄に記入すること。								
40	2(5)	「燃料等使用量の把握」 購買伝票等や実測の記録は年間を通じて漏れはないか。	⇒排出量検証実施報告書等に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）								
41	2(5)	「燃料等使用量の把握」 非常用発電機等燃料タンクの燃料購入量、燃料種については、購買伝票等の第3者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握されているか。把握するに当たっては非常用発電機の運転月報（自主定期点検記録簿）等の燃料残量等に関する記録を確認しているか。	⇒排出量検証実施報告書等に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）								
42	2(5)	「温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー消費量の算定」 算定対象となる排出活動又は算定対象から除く排出活動において、特定計量器を使用せずに実測を行っている場合、保守的な算定を実施しているか。	⇒排出量検証実施報告書等に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）								

C-1号様式（特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン）検証チェックリスト

検証先の事業所名称		指定番号	検証対象年度	検証の種類	検証機関名			登録番号			
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	検証結果								
			根拠とした資料 資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
適合	不備あり	不明	該当なし								
43	2(5)	「温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー消費量の算定」 その他の（デフォルト値のない）燃料の使用がある場合、燃料の熱量及び排出係数が（根拠資料に基づき）正しく把握されているか。	⇒排出量検証実施報告書等に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）ただし、本項目については、本欄に排出係数及び確認手段等を記入してもよい。								
44	2(6)-1	「 <u>温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー消費量の算定</u> 」 オフサイトPPA（グリーンチャール）により環境価値を取引した場合は、控除する排出量の算定に用いる排出係数は、一般実業事業者の電線図を介して供給された電気の排出係数から選択されているか。	□有（ □無	□	□						
45	2(6)-2	「 <u>再生可能エネルギー由来の証書</u> 」 グリーン電力・熱証書及び非化石証書を用いて年度排出量を控除している場合、証書はガイドラインに扱い、当該年度の排出量の控除に使用できる証書が使用されているか。	□有（ □無	□	□						
46	2(6)-2	「 <u>再生可能エネルギー由来の証書</u> 」 グリーン電力・熱証書及び非化石証書を用いて年度排出量を控除している場合、控除する排出量の算定に用いる排出係数は、一般実業事業者の電線図を介して供給された電気の排出係数から選択されているか。	⇒本項目については、本欄に証書へ記載された使用先の事業所名称を記入すること。なお、バイオマス由来の場合はバイオマス種類も記入すること。								
47	2(6)-2	「 <u>再生可能エネルギー由来の証書</u> 」 ※バイオマス燃料由来の証書の場合 燃料が、ガイドラインの基準に適合していることを示す資料が存在しているか。	□有（ □無	□	□						
48	2(6)-2	「 <u>再生可能エネルギー由来の証書</u> 」 グリーン電力・熱証書及び非化石証書を用いて年度排出量を控除している場合、控除量はガイドラインに扱い正しく算定されているか。	□有（ □無	□	□						

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

C-1 図表「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」

提供とした図表等資料一覧表						
提供先の事業所名称		指定番号	提供の計画年度	資料種別	提供機関名	
資料No.	提供に用いた資料	資料名称	資料発行元	資料発行年月日	資料提供年月日	備考
1	特定地球温暖化対策事業所指定通知書		東京都環境局			
2	指定地球温暖化対策事業所指定通知書		東京都環境局			
3	工事の実施場所、実施期間を示す記録					
4	工事に係る取引または取引に使用可能な材料量による実測の記録					
5	建築基準法の確認申請、許容通知、確認済証、検査済証					
6	建築基準法の定期調査報告					
7	建築基準法に基づく配電図・平面図					
8	事業者あるいは第三者作成の建物等の配電図・平面図					
9	建設リサイクル法の届出書					
10	国有財産台帳					
11	建物等の登記事項証明書 (登記簿謄本)					
12	固定資産の名簿簿					
13	工場立地法、水運法、下水道法、一般廃棄物処理法又は産業廃棄物処理法の申請又は届出					
14	電気事業法、熱供給事業法に基づく事業の許可申請					
15	テナント契約書					
16	最新の住宅地図					
17	建物等の配電図					
18	自家発電設備など外部供給設備を示す資料					
19	熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所の位置を示す図面					
20	都市ガス配管図					
21	ガス小売事業者との契約約款又は契約書					
22	LPG供給設備図					
23	液化石油ガス設備工事票					
24	蓄圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出					
25	消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出					
26	東京都火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の届出					
27	空気調和設備系統図等					
28	換気設備に必要な燃料等と不十分に使用された燃料等による燃料等使用量推定点を示す資料					
29	住宅用途に関する燃料等使用量推定点を示す資料					
30	熱供給事業用施設等に関する燃料等使用量推定点を示す資料					
31	移動体に関する燃料等使用量推定点を示す資料					
32	データ採取、集計、報告等に関する社内ルール、マニュアル類					
33	データ採取、集計、報告の記録					
34	実測の記録 【数値点番号：     】					
35	排出係数の検証資料					
36	熱量の検証資料					
37	原状換算エネルギー使用量の算定資料					
38	再生可能エネルギー由来の証書類					
他	その他					



# 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

D-3算様式 (特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン)

検証先の事業所名称		指定番号	検証の 対象年度	検証実施日		バージョン	
排出量検証実施報告書 (再エネ)				不備の有無			
<input type="checkbox"/> 全数検証							

燃料等 監視点	項 目	再エネ導入方法	再エネの種類		環境価値の 有 無	把握 方法	検証等 の有 無	単 位	入 力 方 法	使用量 ( )														
			再エネの種類	(バイオマス燃料種)						月単位												業率		
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															
■	算定報告書の記載								算定															
	根拠資料								検証															
	判断結果								判断結果															

備考 算定データ記入ラインの数に合わせ欄を追加して記入する。  
判断結果の欄には、「適合」は○、「不備あり」は×、「不明」は/を記入する。

(日本産業規格A列4番)